

文部科学省委託事業

平成 29 年度

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 平成 29 年度
「Ⅲ.「職業実践専門課程」に係る取組の推進(ii)第三者評価の研究等を通じた
質保証・向上の推進」事業

自動車整備専門学校における職業実践専門課程の
第三者評価について

報告書

平成 30 年 3 月

JAMCA

全国自動車大学校・整備専門学校協会

文部科学省委託事業

平成 29 年度

『職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 平成 29 年度「Ⅲ. 職業実践専門課程に係る取組の推進（ii）第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進」事業』

【自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について】

成果報告書 目次

第 1 章 事業の概要	3
1. 事業名	
2. 事業概要	
3. 事業実施期間	
4. 事業の推進体制	
第 2 章 事業の背景・目的及び内容	9
1. 事業の背景	
2. 事業の目的	
3. 事業の内容	
4. 成果の活用方法	
第 3 章 実施経緯とスケジュール	17
1. 実施経緯とスケジュール	
2. 会議議事録	
第 4 章 第三者評価・内部質保証等研修委員会活動について	61
1. 今年の活動方針・成果等のまとめ	
2. 組織的な啓発活動「第三者評価・内部質保証研修会」実施	
3. 第三者評価・内部質保証等研修会アンケート調査結果と解説	

第5章	第三者評価・内部質保証等検討委員会活動について	91
1.	第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の背景	
2.	第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の目的と内容	
第6章	内部質保証等実態調査委員会活動について	113
1.	ヒアリング調査1 新潟国際自動車大学校 (資格試験高合格率達成のための取り組み)	
2.	ヒアリング調査2 日産京都自動車大学校 (複数校共通カリキュラム運営の取り組み)	
3.	ヒアリング調査3 東京工科自動車大学校 (授業評価と履修管理の取り組み)	
第7章	今年度事業まとめ	181
1.	今年度事業結果	
2.	事業内容から得た今後の課題	
第8章	今後に向けての考察・講評	199
1.	考察・講評	
2.	謝辞	

第 1 章 事業の概要

1. 事業名
2. 事業概要
3. 事業実施期間
4. 事業の推進体制

第1章 事業の概要

1. 事業名

「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」

2. 事業概要

これまで3年間の事業実施により、自動車整備専門学校における職業実践専門課程及び第三者評価の目的・意義に対する各校の認識は深まり、今後の教育の質保証・向上への取り組みの基盤は整備されたものと考えている。また昨年度は第三者評価につき重複する項目の整理を行い、国土交通省の指定基準により認定され、定期的な監査を受けている自動車整備専門学校の特性を活かし、同指定基準を中心に第三者評価の必要項目を加えた独自でシンプルな評価項目をまとめることができた。昨年度はこれに加え第三者評価ガイドブックを作成し、JAMCAとしての第三者評価の意義・考え方・内容を評価する側、評価される側ともに共通の認識を持つことができるようになった。

今年度はこの成果を受け、次の三項について実施する。

2.1 第三者評価・内部質保証等研修の実施

前3年度の成果を踏まえ専門学校の内部質保証・向上を目指し、より第三者評価の普及・浸透を図るには、まずJAMCAの考える第三者評価についての理解を深める必要がある。このため昨年度制作したガイドブックに基づく研修を実施し、併せて実際の評価シミュレーション等による評価者・受審者への研修を実施し、JAMCA独自の第三者評価の普及・浸透・レベルアップを図ることとする。また今後第三者評価を普及・浸透させ長期的・継続的に実施するためには、子細な評価項目に対する個々の取り組み・成果を報告するのではなく、学校としての自立的な内部質保証に対するシステムの存在が必要であり、それを作り上げることが効果的かつシンプルな第三者評価の実施へとつながると考えられる。各校においては内部質保証の意味やそれを学内で精査するPDCAサイクル等についての理解を深めることが不可欠であり、今回の研修を通じて体系的で継続性のある内部質保証・第三者評価を行うための認識・体制を定着させてゆきたい。

2.2 自動車整備専門学校における第三者評価・内部質保証等の検討の実施

過去3年間の経験・実績を活かし、評価者や受審校等の意見を聞き評価基準・項目・体制等の検証を行い必要な修正を行い、併せて評価のポイントを明示する。要

領の検討等により、ピアレビューを実施する際の評価のばらつきを極力少なくし統一化することにより、評価の質の向上を図ることとしたい。

今後第三者評価の対象となる学校の質向上・レベルアップを図りスムーズな第三者評価を実施するためには、各校がPDCAサイクル等を確立し内部質保証システムの構築を目指すことが重要であり、このための実施モデル等の検討を行う。この検討の中で大学とは違う業界との緊密な関係を活かし、資格・就職・卒業生の社会的評価等についても検討を行う。また今後自動車整備分野において独自に第三者評価を実施することを想定した具体的な体制作りのための検討も行う。

2.3 内部質保証等実態調査の実施

JAMCAでは、高等教育機関としての教育成果について、ステークホルダーである就職企業(自動車業界)との結びつきが強いことから今後アウトカムを明確にしてゆく必要性を感じている。

卒業生がほぼ同じ業界に就職し、そこからの人材ニーズを受け、企業連携が積極的に行われていることは大きな特徴であり、第三者による評価においてアピールできる点と考えている。

しかし、アウトカムに通じる教育の取り組みについて具体的にプログラム化され内部質保証について見える化できているケースはまだ僅かである。

今回の内部質保証を検討するにあたり、JAMCA会員校の中で内部質保証に積極的に取り組んでいる、あるいは進んでいる学校を対象に聞き取り調査を実施する。

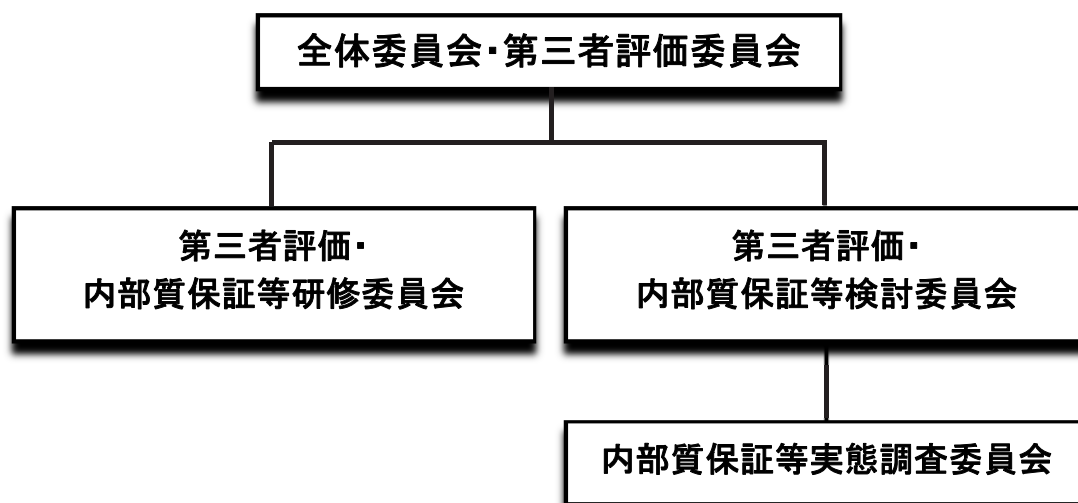
聞き取り内容については、「企業ニーズに対応したディプロマポリシーとその教育に向けた質保証システムの取り組み」についてであり、科目履修の精度向上に対する取り組みや、国家資格合格率向上に向けた取り組み等について調査する。

これらの内容をまとめ、広く研修等を通じ会員校等に伝達し、レベルアップにつなげてゆき、内部質保証のモデル作成を進めてゆきたい。

3. 事業実施期間

平成29年8月25日～平成30年3月9日

4. 事業の推進体制



● 全体委員会

各委員会における討議内容及び対象校に対してなされた調査、会員校からの聞き取り等を踏まえ今後の JAMCA の第三者評価のあり方・内部質保証（PDCA サイクル等）について精査検討する。併せて事業全体の取りまとめを行う。

● 第三者評価・内部質保証等研修委員会

質保証・向上を目指し第三者評価の普及・浸透を図るには、まず JAMCA における第三者評価についての理解をより深める必要がある。昨年度制作したガイドブックを中心に評価者・受審者の研修を実施し JAMCA 独自の第三者評価の普及・浸透・レベルアップを図る。また本来の第三者評価の目的である内部質保証についての理解を深めシステムを構築するため、内部質保証・PDCA サイクル等の研修を実施し第三者評価を内容の充実したスムーズに実施できるものとする。

● 自動車整備専門学校における第三者評価・内部質保証等検討委員会

今後評価を進めるにあたり、評価者・受審校等の意見を聞き取り評価基準・項目・体制等については更に検証・修正を実施することが第三者評価のレベルアップにつながる。今回も「第三者評価・内部質保証等研修委員会」とも協力し、レベルアップを進める。

また内部質保証としての第三者評価を内容があり継続性のあるものとするためには、最も重要な課題は PDCA サイクル等の確立であり、今回はこの質保証システム構築に向け PDCA サイクル等の体制作りのためのモデル等の検討を行いたい。

今回下部組織として「内部質保証等実態調査委員会」を設け、内部質保証につきモデル等を検討するにあたり、PDCA サイクル等の先進的な事例を確認・調査しその事例を「自動車整備専門学校における第三者評価・内部質保証等検討委員会」に提供・共有し協力して検討を行う。

第 2 章 事業の背景・目的及び内容

1. 事業の背景
2. 事業の目的
3. 事業の内容
4. 成果の活用方法

第2章 事業の背景・目的及び内容

1. 事業の背景

現在、自動車技術は転換期を迎えている。地球温暖化の低減、化石燃料使用量の削減を目標にする一方、少子高齢化やIT化、グローバル化、自動運転化の影響によりクルマのあるべき姿が大きく変化している。

この推移により排気ガス中の有害物質を減らし、燃費の向上を図るよりも一気に化石燃料に依存しないEV(電気自動車)やFCV(燃料電池車)へ転換しようとしている。その結果、世界の趨勢はスウェーデンのボルボ社がガソリンエンジン自動車やディーゼルエンジン自動車の生産中止を打ち出しEVにシフトしようとしている。ヨーロッパの各自動車メーカーも同様の方向性を示しており、日本メーカーもまた然りである。

FCVを含めたEVは、モータから駆動力を得てクルマ各部を電子制御によりコントロールして作動状態の変化を電氣的に検出し、この信号をメモリに設定したプログラムで演算、その結果を発信して各部のアクチュエータを作動させている。

このようなクルマは、電気・電子部品のハードウェアと自動制御を行うソフトウェアで構成され、これがクルマの主流を占めると自動車整備は、機械整備からウィンドウズをOSとした電気・電子整備となり過去の機械整備技術は衰退してゆくことになる。

自動車大学校、自動車整備専門学校は、自動車整備士を目指す学生の教育に当たり人材育成をしている。前述のようにクルマのシステムが高度な電気・電子機器を主体とするものとなれば、その整備技術も必然的に変化し学校の教育内容も複雑かつ高度なものとなる。これらのことを踏まえて基礎から応用力までを有する整備人材を育成するためには、高度な教育内容、教育手段を検討、実現していかななくてはならない。

関連学校としては、教育の質の保証を担保しつつ、この実現を図る必要がある。

このような現状のなかで自動車整備業界は、有能な人材を多数、希求しているが少子化や若者のクルマ離れ、大学への進学熱などの理由により、国民の安全確保や利便性を実現する職業に就こうとする若者が減少している。

この現状を打破し産学官が一体となり各種の課題を解決するためにJAMCAは、クルマの整備を目指す若者が教育の質と向上を保証された中で学び、産業界に求められる人材となる方策を模索する目的で本事業を実施した。

2. 事業の目的

専修学校(職業実践専門課程)の質保障・向上及び本課程の各認定要件に関する取り組みを行うのが、この事業の目的である。

自動車整備専門学校・自動車大学校は、人材育成(ディプロポリシー)の目標が具体的で教育カリキュラム(カリキュラムポリシー)と密接に関連しているが、産業界が要求する整備士の知識、技術は、事業の背景の項で述べたように電気・電子の分野に秀でた者が要求されるようになった。すなわち、この要望に沿った人材の育成が我々に課せられた使命であるとともに、これを全うするためには教育の質の保証と向上が必要となる。

そこで自己評価、学校関係者評価とともに第三者評価が要求される。

自動車整備士を育成する専門学校は、国土交通省が定める養成指定基準を満たし、かつほぼ3年に一度の立ち入り監査が実施されているが、このことは、とりもなおさず第三者評価を得ていると言える。このように学校関係者ではない第三者の評価を厳密、広範囲に実施することが目標となる。

JAMCA に所属する自動車整備専門学校、自動車大学校は、自動車整備業界に質の高い人材を提供するため、企業、国土交通省と連携をとり整備業界に精通した評価者を揃えるとともに特色ある評価内容やシステムを構築するためには独自の評価機構の設置が望ましい。

3. 事業の内容

3.1 全体委員会

目的：29年度に実施する「第三者評価・内部質保証等研修委員会」「自動車整備専門学校における第三者評価・内部質保証等検討委員会」「内部質保証等実態調査委員会」の活動の検討、各委員会における討議内容及び対象校に対してなされた調査、会員校からの聞き取り等を踏まえ今後のJAMCAの第三者評価のあり方（評価基準・項目・システム・評価組織等）・内部質保証（PDCA サイクル等）について精査検討する。併せて事業全体の取りまとめを行う。なお今年度は第三者委員会の活動については、メンバーが重複しテーマ的にも全体委員会での検討が適当と考え全体委員会に包含する形で実施した。

体制：JAMCA 会員校3校に官・業界・学校関係の有識者が加わり組織

開催回数：3回 8、12、2月

氏名	構成機関(学校・団体・機関等)の名称・職名	役割等	都道府県名
1 齋木 寛治	専修学校中部国際自動車大学校 理事長	事業全体の取りまとめ	岐阜県
2 平井 一史	専門学校静岡工科自動車大学校 常務理事	事業についての企画・立案、 報告書の取りまとめ	静岡県
3 佐藤 康夫	専門学校東京工科自動車大学校 校長	事業についての企画・立案、 報告書の取りまとめ	東京都
4 樋口 忠夫	元国土交通省 自動車交通局 技術安全部長	事業についての国・業界の立場から のアドバイス	東京都

5	丸山 憲一	元日本自動車車体整備協同組合連合会 会長	事業についての自動車整備業界の立場からのアドバイス	新潟県
6	森 真人	岐阜トヨタ自動車株式会社 採用教育部長	事業についての自動車販売・整備業界の立場からのアドバイス	岐阜県
7	小谷 将彦	元専門学校東京自動車大学校 校長	技術教育・学校教育についてのアドバイス	東京都
8	中川 兼彦	元国土交通省 中部運輸局 整備課長	事業についての国の立場、技術教育・学校教育についてのアドバイス	岐阜県
9	大西 純一	全国自動車大学校・整備専門学校協会 (JAMCA) 事務局長	報告書の取りまとめ、事務処理	東京都

3.2 第三者評価・内部質保証等研修委員会

目的：質保証・向上を目指し第三者評価の普及・浸透を図るには、まず JAMCA における第三者評価についての理解をより深める必要がある。昨年度制作したガイドブックに基づく研修、実際の評価シミュレーション等による評価者・受審者の研修を実施し JAMCA 独自の第三者評価の普及・浸透・レベルアップを図る。また今後第三者評価を普及・浸透させ長期的・継続的に実施するために、本来の目的である内部質保証についての理解を深めシステムを構築することが不可欠であり、内部質保証・PDCA サイクル等の研修を実施し第三者評価を内容の充実したスムーズに実施できるものとした。

体制：静岡工科自動車大学校を中心に 12 校により構成

開催回数：4 回 8、10、12、2 月

	氏名	構成機関(学校・団体・機関等)の名称・職名	役割等	都道府県名
1	平井 一史	専門学校静岡工科自動車大学校 常務理事	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	静岡県
2	大橋 健次	専門学校新潟国際自動車大学校 校長	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	新潟県
3	小林 完	専門学校東京工科自動車大学校世田谷校 校長	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	東京都
4	山元 俊之	専門学校トヨタ名古屋自動車大学校 総務部長代理	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	愛知県
5	竹中 正浩	専門学校千葉県自動車大学校 学校長	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	千葉県
6	久留島 勲	横浜テクノオート専門学校 教頭	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	神奈川県
7	田中 篤司	専門学校日産愛知自動車大学校 校長	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	愛知県
8	大田 英一	専門学校トヨタ神戸自動車大学校 教務部次長	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	兵庫県
9	山口 靖之	ホンダ テクニカル カレッジ 関東 教頭	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	埼玉県

10	本多 章浩	ホンダ テクニカル カレッジ 関西 教頭	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	大阪府
11	林 英伸	専門学校日本自動車大学校 教頭	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	千葉県
12	萩原 肇	国際テクニカルデザイン・自動車専門学校 科長	第三者評価レベルアップ・内部質保証の研修・勉強会の企画・実施等	栃木県

3.3 第三者評価・内部質保証等検討委員会

目的：今後評価を進めるにあたり、評価者・受審校等の意見を聞き取り評価基準・項目・体制等については更に検証・修正を実施することが第三者評価のレベルアップにつながる。また評価についてはピアレビュー形式での実施を基本としているが、実際の評価時には担当者によるばらつきが発生しやすい。その弊害を避けるために、評価要領の作成等により評価基準・評価項目適用の均質化を図り、評価をより納得性のあるものとする。併せて評価体制についても検討も行うこととしたい。今回も「第三者評価・内部質保証等研修委員会」とも協力し、レベルアップを進める。

また内部質保証としての第三者評価を内容があり継続性のあるものとするためには、最も重要な課題はPDCA サイクル等の確立であり、このサイクルが確立され実際に運用が適正に行われる体制が確立されていれば、個別の評価項目は評価対象の学校として十分に改善を実施する体制が確立されていると推定される。今回はこの質保証システム構築に向けPDCA サイクル等の体制作りのためのモデル等の検討を行いたい。

(第三者評価・実態調査委員会)

今回下部組織として「第三者評価 実態調査委員会」を設け内部質保証につきモデル等を検討するにあたり、PDCA サイクル等の先進的な事例を確認・調査しその事例を「自動車整備専門学校における第三者評価・内部質保証等検討委員会」に提供・共有し協力して検討を行う

A. 第三者評価・内部質保証等検討委員会

体制：東京工科自動車大学校を中心に8校2社により構成
開催回数：7回(8、9、10(2)、11、12、2月)

B. 内部質保証等実態調査委員会

体制：東京工科自動車大学校・読売自動車大学校・北九州自動車大学校を中心に10校により構成。
開催回数：6回(8、10(2)、11、12、2月)

A. 第三者評価・内部質保証等検討委員会

	氏名	構成機関(学校・団体・機関等)の名称・職名	役割等	都道府県名
1	佐藤 康夫	専門学校東京工科自動車大学校 校長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	東京都
2	榎本 俊弥	専門学校読売自動車大学校 校長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	東京都
3	清末 裕貴	専門学校北九州自動車大学校 副校長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	福岡県
4	野上 悟	専門学校YIC 京都工科大学校 担当課長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	京都府
5	古澤 幸治	専門学校広島自動車大学校 副理事長 校長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	広島県
6	原田 公德	専門学校岡山自動車大学校 校長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	岡山県
7	今西 朗夫	専門学校日産横浜自動車大学校 日産・自動車大学校学長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	神奈川
8	川上 宏美	専門学校日産京都自動車大学校 校長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	京都府
9	飯島 邦彦	関東三菱自動車販売株式会社 総務部長	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	東京都
10	佐藤 広 今井 一之	株式会社 関東マツダ 総務部人財開発グループ(人事異動のため交代)	第三者評価の見直し、内部質保証システムの構築検討等	東京都

B. 内部質保証等実態調査委員会

	氏名	構成機関(学校・団体・機関等)の名称・職名	役割等	都道府県名
1	佐藤 康夫	専門学校東京工科自動車大学校 校長	内部質保証・PDCA サイクル等の先進事例の聞き取り、検討委員会への報告	東京都
2	榎本 俊弥	専門学校読売自動車大学校 校長	内部質保証・PDCA サイクル等の先進事例の聞き取り、検討委員会への報告	東京都
3	藤岡 隆男	専門学校日産栃木自動車大学校 校長	内部質保証・PDCA サイクル等の先進事例の聞き取り、検討委員会への報告	栃木県
4	吉田 宏	専門学校群馬自動車大学校 副校長	内部質保証・PDCA サイクル等の先進事例の聞き取り、検討委員会への報告	群馬県
5	合津 正彦	専門学校関東工業自動車大学校 事務局マネージャー	内部質保証・PDCA サイクル等の先進事例の聞き取り、検討委員会への報告	埼玉県
6	高橋 博	専門学校東京自動車大学校 副校長	内部質保証・PDCA サイクル等の先進事例の聞き取り、検討委員会への報告	東京都

7	藤川 龍彦	専門学校トヨタ東京自動車大学校 教育部主査	内部質保証・PDCA サイクル等の 先進事例の聞き取り、検討委員会 への報告	東京都
8	遠藤 禮一郎	熊本工業専門学校 副学長	内部質保証・PDCA サイクル等の 先進事例の聞き取り、検討委員会 への報告	熊本県
9	山田 恵一	専門学校北日本自動車大学校 副校長	内部質保証・PDCA サイクル等の 先進事例の聞き取り、検討委員会 への報告	北海道
10	上妻 史彦	九州工科自動車専門学校 校長代行	内部質保証・PDCA サイクル等の 先進事例の聞き取り、検討委員会 への報告	熊本県

3.4 第三者評価委員会

今年度は第三者委員会の活動は、メンバーが重複しテーマ的にも全体委員会での検討が適当と考え全体委員会に包含する形で実施した。

開催回数：1回（12月）

	氏名	構成機関(学校・団体・機関等)の名称・職名	役割等	都道府県名
1	齋木 寛治	専修学校中部国際自動車大学校 理事長	第三者評価基準・項目等の見直し についての確認・検討	岐阜県
2	樋口 忠夫	元国土交通省 自動車交通局 技術安全部長	第三者評価基準・項目等の見直し についての確認・検討	東京都
3	丸山 憲一	元日本自動車車体整備協同組合連合会 会長	第三者評価基準・項目等の見直し についての確認・検討	新潟県
4	小谷 将彦	元専門学校東京自動車大学校 校長	第三者評価基準・項目等の見直し についての確認・検討	東京都
5	中川 兼彦	元国土交通省 中部運輸局 整備課長	第三者評価基準・項目等の見直し についての確認・検討	岐阜県
6	平井 一史	専門学校静岡工科自動車大学校 常務理事	全体(企画)委員会メンバー等が必要 により参加	静岡県
7	佐藤 康夫	専門学校東京工科自動車大学校 校長	全体(企画)委員会メンバー等が必要 により参加	東京都
8	大西 純一	全国自動車大学校・整備専門学校協会 (JAMCA)事務局長	全体(企画)委員会メンバー等が必要 により参加	東京都

4. 成果の活用方法

本事業の成果は、報告書として取りまとめ JAMCA 会員校、専修学校関係者へ配付する。

事業成果報告書：400冊

第3章 実施経緯とスケジュール

1. 実施経緯とスケジュール
2. 会議議事録

第3章 実施経緯とスケジュール

1. 実施経緯とスケジュール

本事業「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」は平成29年8月25日に受託し、平成30年3月まで事業を実施した。その間に「全体会議」：2回、「全体委員会」：3回、「第三者評価・内部質保証等研修委員会」：4回、「第三者評価・内部質保証等検討委員会」：7回、「内部質保証等実態調査委員会」：9回、「第三者評価委員会」：1回を開催した。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体会議	○						○	
全体委員会	○				○		○	
第三者評価・内部質保証等研修委員会	○		○		○		○	
第三者評価・内部質保証等検討委員会	○	○	○ (2回)	○	○		○	
内部質保証等実態調査委員会	○		○ (4回)	○ (2回)	○		○	
第三者評価委員会					○			

2. 会議議事録

本事業における実施委員会の実施報告は以下の通りである。

全体会議

会議名	第1回全体会議
開催日時	平成29年8月29日(火) 午後1時00分～午後2時30分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ (東京都中野区東中野4-2-3 地下1階テラホール)
出席者	<p>専修学校中部国際自動車大学校 齋木寛治 理事長 文部科学省 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 星川正樹 室長補佐 元国土交通省 自動車交通局 樋口忠夫 技術安全部長 元日本自動車車体整備協同組合連合会 丸山憲一 会長 岐阜トヨタ自動車株式会社 森真人 採用教育部長 専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 元国土交通省 中部運輸局 中川兼彦 整備課長 専門学校新潟国際自動車大学校 阿彦毅 教務部長 専門学校東京工科自動車大学校世田谷校 小林完 校長 専門学校トヨタ名古屋自動車大学校 仙田佳彦 総務部総括人事グループ課長 専門学校千葉県自動車大学校 竹中正浩 学校長 横浜テクノオート専門学校 久留島勲 教頭 専門学校日産愛知自動車大学校 田中篤司 校長 専門学校トヨタ神戸自動車大学校 大田英一 教務部次長 ホンダ テクニカル カレッジ 関東 山口靖之 教頭 ホンダ テクニカル カレッジ 関西 本多章浩 教頭 専門学校日本自動車大学校 林英伸 教頭 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校北九州自動車大学校 清末裕貴 副校長 専門学校YIC京都工科大学校 野上悟 担当課長 専門学校広島自動車大学校 古澤宰治 校長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 専門学校日産栃木自動車大学校 藤岡隆男 校長 専門学校群馬自動車大学校 吉田宏 副校長 専門学校関東工業自動車大学校 合津正彦 事務局マネージャー 専門学校東京自動車大学校 高橋博 副校長 専門学校トヨタ東京自動車大学校 藤川龍彦 教育部主査 熊本工業専門学校 遠藤禮一郎 副学長 専門学校北日本自動車大学校 山田恵一 副校長 九州工科自動車専門学校 上妻史彦 校長代行 JAMCA 大西純一 事務局長</p>

<p>議題等</p>	<p>【会議の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会メンバーの紹介 ・平成 28 年度の事業内容の報告 ・平成 29 年度の事業内容の説明 <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について 全体会議・委員会 全国自動車大学校・整備専門学校協会 ・資料② 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について 全体会議資料 文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 事業責任者の挨拶 3. 来賓の挨拶 4. 今年度事業委員会メンバー紹介 5. 平成 28 年度事業内容の報告 6. 平成 29 年度事業内容の説明 7. その他事務連絡 8. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会 開会の挨拶、配付資料の確認、及び本日の議事についての説明。</p> <p>◆齋木委員長の挨拶 本事業も 4 年目となった。専門学校がより良くなってゆくために「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価」の事業に取り組んでいただきたい。本年度も協力していただきたい。</p> <p>◆来賓の挨拶（文部科学省 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 星川正樹 室長補佐）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業も 4 年目となった。これまでのご協力に感謝する。今年度の事業計画を見ると、研修、実態調査、第三者評価の評価項目の再検討が記載されている。過去 3 年間の取組でかなりの成果をあげている。今年度は、円滑に本格的な実施に進められるよう、皆様方の取組に、大きな期待をしている。 ・6～7 月に、省内で行政事業レビューが行われ、本事業の必要性について詳細な検証がなされた。質保証事業については、審査結果として「抜本的改善」となった。自己評価の実施と公表の割合が 100% に達していないことは大きな問題であるとの指摘を受けた。 ・次年度は事業の見直しを行い、研修等を行うメニューを組み入れる予定である。今年度の本事業の成果を期待している。 ・昨今の専修学校の状況について（資料②参照） <ul style="list-style-type: none"> - 「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の開催趣旨： <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校が制度化され 40 年が経過し、時代の変化を踏まえて専修学校の振興策を検討する。 ・専門職大学開設の大きな流れがある中で、専修学校の制度的な特徴も踏まえて今後振興策を検討する必要がある。 - 「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の基本的方向性： <ul style="list-style-type: none"> ・課題①：専門職業人養成に重要な役割を担う「職業教育」に対する社会の認識不足
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

専修学校は、地域産業を任い実践的に活躍する専門職業人の養成を進めていくことが引き続き重要である。

・課題②：専修学校の制度的自由度の高さと質保証の両立
学修成果に着目した質保証が重要である。

・課題③：多様な学びの機会の保障

大学とのダブルスクール、社会からの再学習、経済困窮者、障害を抱える学生など、多様な学びの機会を保障するため、専修学校は、多様な学習ニーズに応え、多様な職業の選択肢を提供する教育機関としての役割が重要である。

- 質保証・向上について

人材養成、質保証の向上、学びのセーフティネットの3本柱となっている。そのうち、質保証・向上を中心として振興策を講じる必要がある。

質保証・向上の内容としては以下。

・教職員の資質能力向上の推進

・魅力発信（専修学校の認知度、知名度を高めてゆく）

・積極的な質向上（職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実）

職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の枠組みとして位置付けることが必要（具体的な方法については資料③P.3以降を参照）。

- 学校教育法の一部を改正する法律について

参議院本会議において、「学校教育法の一部を改正する法律」が5月24日に可決され、5月31日に公布された。施行期日は平成31年4月1日。

設置基準についてはほぼ決定した。近日中にオープンにされる予定である。

※法律の概要：大学制度の中に位置付けられ（学位が与えられる）、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。社会のニーズへ即応し、社会人が学びやすい仕組みとする。

◆全体委員会の委員の紹介

全体委員会の委員の紹介を行う。

・樋口委員の挨拶

昨年度までの活動で、第三者評価の実態調査を実施して評価項目を検討し、最終形が固まり、ガイドブックも作成した。4年目の事業活動は、ガイドブックを使用して研修を行うが、第三者評価について十分にPRして専門学校全体を盛り上げていただきたい。

少子化時代になって生徒数が減っている（大学進学率 52.6%、専門学校進学率 22.4%）。数字の開きを克服するために、質の向上と保証を行うことが重要になる。そのため、今年度事業では、第三者評価の体制を整備して、実際の教育現場での質保証のあり方について調査する。例年よりスタートが1ヶ月遅いため、事業活動を達成できるよう努力してほしい。

・丸山委員の挨拶

ディーラーに就職した卒業生が、3か月や半年で辞めてしまうという話を耳にする。専門学校では、即実践教育ができる形で指導していると思うが、ディーラー側と卒業生ではとらえ方が違うのではないか。車体整備業へ多くの小学生、中学生、高校生が見学に来るのを見るにあたり、アピールの仕方を考えれば良い結果につながるのではないかと考える。

◆平成28年度事業内容報告

1. 平成28年度事業内容の報告（資料①「4. 平成28年度事業の概要」参照）

・第三者評価実証実験リーダー研修

ピアレビュー方式（会員校の中でお互いに評価する）を採用する。

	<p>評価者研修（リーダー研修）と評価委員の養成研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問調査（広島、岡山、京都）を行う。 受審校では、第三者評価の評価項目に沿った説明と、評価委員からの事前質問についての説明をしていただいた。 JAMCA の第三者評価の評価項目（自己点検項目に対する評価、職業実践専門課程の認定要件、国土交通省の監査項目、分野別質保証（自動車業界においてどのような人材を育てるか、社会的ニーズなど分野の特徴化の評価））に基づいて実証実験を行った。 ・ 他校でも第三者評価を実施するため、また理解を深めるために、実際の調査の方法を「第三者評価ガイドブック」を作成した。 成果物として各校に送付されているので、今年度も活用してほしい。 ・ 11 コンソーシアム連絡調整会議を開催した 第三者評価を分野別に作成するのは難しいという意見があり、各分野でどのように第三者評価を行うかが検討されている。 ・ 昨年度事業のまとめ <ul style="list-style-type: none"> - JAMCA という団体は、共通の意識を持つ学校群が相互に協力し合い、多くの会員校の協力の基にピアレビュー方式による運営ができた。 - 自己点検評価項目に基づく機関評価の項目と、「職業実践専門課程の適合評価」「国土交通省の養成施設指定基準」評価の観点やそれを裏付けるエビデンスにおいて重複項目を整理し、特徴ある第三者評価項目の基盤を作り上げることができた。 - 職業実践専門課程認定校の拡大、第三者評価に対する理解拡大のために、一般の教員、職員が読んで理解でき、参考になるガイドブックを作成できた。 ・ 今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> - 評価の深度については「内部質保証」の観点から PDCA の基本に立ち返り、改善に向かう仕組みを明らかにし、エビデンスを明確にしてゆくこと。 - 分野別における教育の特徴的な取り組みについては、受審校からの「発信型」の項目としているが、これも評価項目やエビデンスの重複を招いていること。 - 独自の第三者評価機関設立に対しては、文部科学省の認定を得るための「機関別評価のあり方」「特徴ある分野別評価のあり方」を各コンソーシアムとの連携を図り、調査を進め、具体的な計画を立てる。 <p>2. 平成 29 年度事業計画の報告（資料①「5. 平成 29 年度事業計画の概要」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度事業の目的 今後第三者評価を普及・浸透させ、長期的・継続的に実施するために、学校としての自律的な内部質保証に対するシステムの存在が必要となり、それを作り上げることが効果的かつシンプルな第三者評価の実施へとつながる。 そのため、各校では内部質保証の意味や、学内で精査する PDCA サイクル等についての理解を深めることが不可欠となる。体系的で継続性のある内部質保証・第三者評価を行うための認識と体制を定着させてゆく。 ・ 内部質保証システムの構築の必要性 <ul style="list-style-type: none"> - 募集上競争する大学との差別化を図り、専門学校優位性を明確にする。 - 専修学校の第三者質保証システムの方向性と合致（コンソーシアム等での議論のまとめ） - JAMCA 独自の第三者評価に向けた前進 - 専門学校群の中における JAMCA の優位性 ・ 内部質保証システム構築の意義を伝える研修会実施の必要性 <ul style="list-style-type: none"> - JAMCA における第三者評価考え方を啓発する。 - JAMCA 教育が高等教育機関として差別化できる特徴ある取り組みを目指す。 - 職業実践専門課程認定校のさらなる拡大。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> - 先行的取り組み事例を知ること、学内の教育の質向上に役立てる。 ・事業の推進体制（組織） <ul style="list-style-type: none"> 本年度事業では、以下の5つの委員会を設ける。 - 全体委員会 - 第三者評価・内部質保証等検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証システムの実施モデルの検討を行う ・自動車整備分野における独自の第三者評価の実施体制検討 ※調査：10月、11月予定 -内部質保証等実態調査委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質保証における内部質保証システム事例の調査実施 ・内部質保証のモデル作成等につなげる ・研修にて展開し、会員校のレベルアップを図る ※調査対象校：日産京都自動車大学校、東京工科自動車大学校、新潟国際自動車大学校 調査：10月、11月予定 - 第三者評価・内部質保証等研修委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価委員・受審者への研修実施（JAMCA 第三者評価ガイドブック使用） ・JAMCA 独自の第三者評価の普及 ・内部質保証の必要性の浸透 ※研修：12月予定 - 第三者評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> JAMCA における独自の第三者評価実施体制の準備・検討を行う ※会議：12月予定 ・コンソーシアムにおける活動について <ul style="list-style-type: none"> 分野横断的な第三者評価組織を、ケース別に説明する。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



全体委員会及び第三者評価委員会

会議名	第1回全体委員会
開催日時	平成29年8月29日(火) 午前11時00分～午後12時15分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ (東京都中野区東中野4-2-3 1101号室)
出席者	<p>専修学校中部国際自動車大学校 齋木寛治 理事長 元国土交通省 自動車交通局 樋口忠夫 技術安全部長 元日本自動車車体整備協同組合連合会 丸山憲一 会長 岐阜トヨタ自動車株式会社 森真人 採用教育部長 専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 元国土交通省 中部運輸局 中川兼彦 整備課長 JAMCA 大西純一 事務局長</p>
議題等	<p>【会議の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度事業の活動内容の確認。 ・全体会議における説明内容(昨年度の活動報告、及び今年度の活動内容)の確認 <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について 全体会議・委員会 全国自動車大学校・整備専門学校協会 ・資料② 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について 全体会議資料 文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 ・資料③ 参議院議員 赤池まさあき 国政ニュース <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 齋木委員長の挨拶 3. 本日のスケジュールについて 4. 今年度の事業計画について 5. 全体会議の説明 6. 意見交換 7. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会 開会の挨拶、及び本日の議事についての説明。</p> <p>◆齋木委員長の挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部ブロック会議についての報告(配付資料③参照) 専門学校職大学が平成31年4月から開学となる。1クラス40人程度を想定している。 ・大学進学率52.6%で過去最高であった。専門学校進学率は22.4%で昨年度よりアップしている。 ・今後、自動車が変わってゆく。完全にEV化するとアイシン精機では売上高が2兆円減になる。部品点数の減少によって修理も減ってくるのではないか。 ・ドイツでは日本の小学校にあたる基礎学校教育の4学年を終えた時点で、成績により4つのコースに分けてしまっている。日本でも、教育改革が必要であり中等教育機関をどうするかの方角を決断

しなければならない。最終目標を技術的にはドイツのようにマイスターの資格取得とすればいいのではないか、という考えもある。

- ・今年で4年目となる第三者評価の活動に、今年度も協力していただきたい。

◆本日のスケジュールについて

13:00~14:15 : 全体会議

齋木委員長の挨拶、来賓の挨拶、委員メンバーの紹介、樋口委員・丸山委員の挨拶、今年度の活動の説明

全体会議後、委員会ごとの分科会を行う。

◆今年度の事業計画について

- ・昨年度までの活動を継続してゆく。
- ・外部の第三者評価を受審するのではなく、独自の第三者評価を行う。そのために、勉強しながら構築してゆく。
- ・第三者評価を実施するには、会員校が職業実践専門課程の認定を受けることが一つのステップとなる。職業実践専門課程の認定を受けることの必要性を周知するための研修を並行して行う。
- ・今年度の活動

- 今までの活動内容を振り返りつつ、第三者評価の組織構築にあたり、JAMCA 会員校へ第三者評価の意識を高める。それには、昨年作成したガイドブック（第三者評価実証実験の内容をわかりやすくまとめたもの）の内容を周知してもらうために研修を行ってゆく。

- 内部質保証についての認識を高めて、外部に出せる状況にする。

JAMCA 第三者評価の評価項目は、シンプルにするという考えで整理していた。その中でポイントとなることは、学校の中で普段から質保証（内部質保証）を高めるためのシステムが、PDCA でしっかり回っていること。内部質保証のシステムと実績がわかれば、細かい項目で評価する必要はない、という基本的な考えがある。例として、国土交通省の監査を行うことにより、質保証が担保されている。

- ・内部質保証について

今後は、大学との競合が必至になる。高校卒業後の進学は、大学がすべてではないこと、専門学校への進学を社会的にも認知してもらうこと。

大学での内部質保証は、色々なものが担保されていない。例えば、資格の取得、大学卒業後の進路（業界）や活躍のフィードバックなど、大学ではなされていない。専門学校ではそれらが担保されていることが社会で認知されていない。専門学校の内部質保証を固めることによって、社会に PR することができる。大学との差別化を図り、専門学校の優位性を明確にする目的で内部質保証を取り上げる。そのために、内部質保証状況を調査し、まとめたものを他校へ周知する。

◆全体会議の説明

資料①を基に、全体会議次第の説明を行う。

◆意見交換

- ・専門職大学が平成31年4月に開校することもあり、第三者評価を早急に進める必要がある。専門職大学は、専門学校のままの移行ではなく、大学体系の中に組み込まれるため、大学で採用している内容（教員の資格、企業内実習の時間、校舎面積など）が要求される。第三者評価は、専門職大学の動きを見ながら研究して、慌てずに進めてゆく必要がある。

- ・専門職大学について

専門職大学の方向については、しっかり調査して決定しないと右往左往してしまう。ドイツでは、小4で中等教育機関をどうするかの方角を振り分ける。日本の環境で、小中高大の過程がある中で

	<p>専門職大学を創って、果たして上手くゆくのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学は教育の価値やメリットがない。慌てて決める必要はない。本事業の実態評価は当面各学校のレベルアップのために使用する。 ・ガイドブックを使用しての研修会は、会員校以外にも広く声をかけた方がいい。最初から PR しながら進めてゆく。 ・質保証の検討委員会では、体制の整備をメインにしてもらいたい。 ・職業実践専門課程の認定は進んでいるか？ 35校が職業実践専門課程の認定を受けている。JAMCA 会員校の 70%（全国では、5割未満）。 ・第三者評価を実施しなければいけないのは、将来大学委託をするため。職業実践専門課程の認定を受けるのも一条校化のステップである。職業実践専門課程については、社会的に広がりつつあり、差別化のためには必要なこと。本事業を通して JAMCA で拡大しているのは、有益である。将来、第三者評価を実施することは重要になる。本事業で第三者評価の準備ができることは、これもまた有益なことである。 ・職業実践専門課程も今年で 4 年目となる。年々認可基準が厳しくなってくる中、既認定校についてのチェックがされていない状況であったが、今年から 3 年前の認定校の審査も同時に行うことになった。今後、3 年前の認定校の再審査を同時に行い、改定された認定基準を認定校全体に適用してゆく。内部質保証のシステムについては、今後影響してくるであろう。 ・大学の 4 割が定員割れしている中、定員以上の大学が有名校に集中している。有名大学に入れない人は、短大に進学している。その状況下、専門学校が選択されないのは、高校で周知されていないためであろう。進学指導で、職業教育と学術教育についての指導をしてほしい。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



会議名	第2回全体委員会・第1回第三者評価委員会
開催日時	平成29年12月14日(木) 午前10時30分～午後12時30分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ (東京中野区東中野4-2-3 1101号室)
出席者	<p>専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 元国土交通省 自動車局 樋口忠夫 技術安全部長 元日本自動車車体整備協同組合連合会 丸山憲一 会長 岐阜トヨタ自動車株式会社 森真人 採用教育部長 元専門学校東京自動車大学校 小谷将彦 校長 元国土交通省 中部運輸局 中川兼彦 整備課長 JAMCA 大西純一 事務局長</p>
議題等	<p>【会議の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度事業の活動内容の確認 ・本日の研修会における説明内容（JAMCAの第三者評価、及び内部質保証の取り組み）の確認 <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 第三者評価・内部質保証等検討委員会 次第 ・資料② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ ・資料③ 南関東ブロック・専修学校各種学校教育研究会 文部科学省資料 ・資料④ 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案） ・資料⑤ 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について （コンソーシアム連絡調整会議資料） ・資料⑥ 全体委員会 議事次第 ・資料⑦ 29年度成果報告書 目次・担当・スケジュール ・資料⑧ 第三者評価・内部質保証等研修会 次第 ・資料⑨ 第三者評価・内部質保証等研修会 [文部科学省 説明資料] ・資料⑩ 第三者評価・内部質保証等研修会 ・資料⑪ 職業実践専門課程の第三者評価 ・資料⑫ 内部質保証へのJAMCA会員校の取り組み <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 本日の研修会について 3. 内部質保証への取り組み事例の現地調査報告 4. 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案）の検討と承認 5. 訪問調査結果の報告 6. JAMCA 第三者評価組織検討について 7. 成果報告書の作成について 8. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会の挨拶、及び本日の議事についての説明。 ・来年度以降の事業について、状況説明。

◆本日の研修会について

- ・昨年度作成したガイドブックから抜粋して、本日の研修会の説明を行う。
- ・内部質保証の取り組みについて、訪問調査（3校）の実施報告を行う。
- ・研修会終了後にアンケート調査（無記名）を行う。調査結果については、改めて報告する。
- ・内部質保証とはどのようなものを再度認識してもらう。
- ・今後、職業との連携のための新たな学校である専門職大学が加わる。専門学校も第三者評価を前向きに捉える必要がある。
- ・各学校では、学生の確保に苦勞している。そのため、教育の質を上げる必要がある。

◆内部質保証への取り組み事例の現地調査報告

- ・昨年までは、第三者評価項目を作成して現地調査を行い、検証してきた。独自の特長を出すためには、シンプルな第三者評価にする必要があるとの認識に至った。
大学では、内部質保証が重要視されている。第三者評価項目について評価される学校が、普段から内部でPDCAを回しているということが内部質保証である。内部質保証が今後、自分達にも必要になる。様々なエビデンスではなく、内部質保証システムの存在が証になる。代表例として国土交通省の監査が内部質保証のひとつである。
第三者評価のみではなく、内部質保証システムを学校に位置付けることが今年度の活動の中心。今年度は3校の学校独自のシステムを調査した。研修会では、調査報告と共に、内部質保証とはどのようなものを説明する。

- ・10月と11月に、3校の現地調査を実施した。

調査を実施するにあたって、調査委員会を組織する。現地調査当日の午前中に合同会議を行い、なぜ内部質保証を行っていかなければならないか、どのような観点で質問をするかを、事前に調査委員の意識合わせをした。

- ・現地調査事前の合同会議での、以下議事概要の説明を行う。

- 「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について
- JAMCAにおける平成29年度事業及び訪問調査の目的について
- 訪問調査の流れと今後の進め方について

※配付資料 参照

- 資料① 第三者評価・内部質保証等検討委員会 次第
- 資料② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ
- 資料③ 南関東ブロック・専修学校各種学校教育研究会 文部科学省資料
- 資料④ 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案）
- 資料⑤ 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について
（コンソーシアム連絡調整会議資料）

◆訪問調査結果の報告

- ・合同会議で意識合わせを行った上で、3校の内部質保証についての報告を受ける。
 - 新潟国際自動車大学校：資格試験高合格率達せのための取り組み
 - 日産京都自動車大学校：複数校共通カリキュラムの運営管理の取り組み
 - 東京工科自動車大学校：授業評価と履修管理の取り組み

※資料⑫ 内部質保証へのJAMCA会員校の取り組み 参照

- ・ヒアリング項目と内容のまとめについて

内部質保証の報告について、どのような項目をヒアリングするかをまとめた。

- 目的又は方針（学内でコンセンサスを取っているもの）について
- 内部質保証システムに関わる規定（内規）について
- 実施体制及び責任体制の仕組みについて

- 成果（学習成果）の把握の仕方について
- 定期的な見直しの仕方について
- 自動車産業界や行政等のステークホルダーに関わる成果について
 - 良いシステムがあるにも関わらず、外部に公表していない。外部外に公表して広げることによって、大学ではできない内部質保証を謳うことができる。
 - 専門学校の教育について企業に評価していただき、業界全体に広げたい。

◆教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案）の検討と承認

JAMCAにおける内部質保証の定義を決定する。

「自動車整備士養成の教育機関において、自動車産業界や行政等のステークホルダーから求められている自校の諸活動が、必要な水準に達していることを自らの責任で保証するための教育プログラムの方針やシステムを言う」

◆JAMCA 第三者評価組織検討について

- ・今まで実施してきた評価組織を固めて、ガイドラインに沿った第三者評価組織を作る準備をした。第三者評価組織は、将来的にシミュレーションをするときに必要になる。実証実験を行っているので、今後もこの組織で行いたい。
- ・ピアレビューをベースにする。
- ・評価組織としては、第三者評価委員会が中心になる。業界関係者が評価委員となってピアレビューする。外部の人が評価するものではない。
- ・第三者評価を受審したい学校が出るまでに準備する。受審依頼があったら、その方向に向けて再度始動する。現状、受審希望校があるか不明なため、体制だけ整えておく。受審校が出たときに、1年後に実施できるように動く。評価項目が明確になっているため、各校では第三者評価を受審できるように準備し、受審できる体制を整えることを推奨する。
既存の評価機構が存在するので、別の評価機構で受審することも可能だが、ピアレビューで受審したい場合の準備をする必要がある。又、評価機構では、分野別評価を行うことがないため、機関別と分野別の評価をできる体制を作る。
- ・アンケートで第三者評価受審希望が多かった場合に、理事会へ報告して検討してもらう。
本日のアンケート結果を基に再検討する。
- ・評価組織の取り組みイメージ
機関別評価は評価機構で行い、分野別評価は各団体で行う方法もある。各団体で機関別評価ができなければ、機構との協力もあり得る。既存の評価機構との連携をしていきたい。
- ・リハビリ作業療法士養成課程では、厚生労働省が第三者評価を受けるようにする取り決めをした。国土交通省の動きも注視する必要がある。

◆成果報告書の作成について

- ・今年度の成果物は、成果報告書を作成するのみ。
- ・1章から8章の構成で、各章の執筆担当を決める。
※資料⑦ 29年度成果報告書 目次・担当・スケジュール
- ・成果報告書を各委員へ送付するので、指摘事項があったら意見を出してほしい。

◆意見交換

- ・協会の理事会（総会）では、第三者評価を前向きにやる方向なのか、様子見なのか。
→基本的には状況を注視している状態。今後、職業実践専門課程の中で第三者評価を行う可能性が出てくる。成果報告書の中で、第三者評価の準備ができていることを記載する予定である。

- ・各委員は、どのように考えているか。
→会長は、国土交通省の意見が大事と考えている。現状、国土交通省からは特に意見はない。
- ・どのような第三者評価組織を作って評価するか、組織は作った方がいいのではないか。
→現状、第三者評価を即実施する段階には至っていない。まだ準備段階である。
第三者評価委員は、有識者、学校関係者、業界関係者と、文部科学省が推奨している構成としているが、評価委員も含め、これからも考察が必要である。
→今年で文部科学省の委託業務が終了した場合は、第三者評価をどのようにまとめるかを決定しなければならない。4年間の活動が風化してしまう可能性がある。第三者評価が大事であることを啓発していくために、受け皿が必要である。文部科学省が第三者評価を認可しなくても、独自のシステムを作ってもいい。第三者評価が義務付けされたときに、文部科学省が認定するように、システムを作っておくべきである。
- ・我々は、生産部門ではなくサービス部門である。AI が進んだとしても、人が対応しなければならないことを強調し、専門職大学では第三者評価が必要であることを報告書の中に盛り込みたい。

◆成果報告会について

報告会の日程を検討する。

2月22日（木）13：00～16：00を候補とする。

◆閉会



第三者評価・内部質保証等研修委員会

会議名	第1回第三者評価・内部質保証等研修委員会
開催日時	平成29年8月29日(火) 午後2時45分～午後3時30分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ (東京都中野区東中野4-2-3 地下1階テラホール)
出席者	<p>専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 元国土交通省 中部運輸局 中川兼彦 整備課長 専門学校新潟国際自動車大学校 阿彦毅 教務部長 専門学校東京工科自動車大学校世田谷校 小林完 校長 専門学校トヨタ名古屋自動車大学校 仙田佳彦 総務部総括人事グループ課長 専門学校千葉県自動車大学校 竹中正浩 学校長 横浜テクノオート専門学校 久留島勲 教頭 専門学校日産愛知自動車大学校 田中篤司 校長 専門学校トヨタ神戸自動車大学校 大田英一 教務部次長 ホンダ テクニカル カレッジ 関東 山口靖之 教頭 ホンダ テクニカル カレッジ 関西 本多章浩 教頭 専門学校日本自動車大学校 林英伸 教頭</p>
議題等	<p>【会議の目的】 今後の委員会の活動スケジュールの説明と調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>◆今後の活動とスケジュール 配付したスケジュールにある通り、12月中旬に研修会を計画している。講義概要は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 開会挨拶：齋木先生 2) 第三者評価はなぜ必要か：平井先生 3) 前回作成した「第三者評価ガイドブック」を基にした講義：代表2校 4) 学校独自の特色について実態調査結果の発表：代表1校 <ul style="list-style-type: none"> ・『前回作成した「第三者評価ガイドブック」を基にした講義』はホンダ テクニカル カレッジ 関東とホンダ テクニカル カレッジ 関西が担当する。 ・『学校独自の特色について実態調査結果の発表』の新潟は横浜テクノオート専門学校が担当、京都は平井先生が担当する。 ・その他のメンバーについての役割は追ってメールにて連絡する。 <p>◆意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この研修はJAMCA 会員校以外へもアナウンスする。対象者はマネジメント層ではなく現場の教職員となり、実際に第三者評価とはどういうものか、他の学校の質保証はどのように行われているのかを幅広く知識を共有することが目的となる。 ・ガイドブックを持っていない方は、事務局に問い合わせをする。



会議名	第2回第三者評価・内部質保証等研修委員会
開催日時	平成29年10月6日(金) 午後1時30分～午後3時30分
場所	JAMCA事務局(東京都新宿区大京町31番地 ヴィップ新宿御苑1101号)
出席者	専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 ホンダ テクニカル カレッジ 関東 山口靖之 教頭 ホンダ テクニカル カレッジ 関西 本多章浩 教頭 JAMCA 大西純一 事務局長
議題等	<p>【会議の目的】 12月開催の研修会についての摺り合せ。</p> <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価・内部質保証等研修会 次第 ・ 第三者評価(内部質保証)の概要と必要性について PPT資料 ・ 第三者評価の受審に向けて PPT資料 <p>【内容】</p> <p>◆次第(仮)の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日時、場所、研修内容(順番)、時間配分の確認。 ・ 当日の受け付け等は第三者評価・内部質保証等研修委員で行う。 ・ 出席者名簿(JAMCA会員校以外も含む)は10月末までに作成。(JAMCA事務局) ・ 来賓は文部科学省室長補佐 星川様を予定。 ・ 実態調査で新潟は横浜テクノオート専門学校、京都は平井先生が担当だったが、実態調査(3校)をすべて調査する専門学校東京工科自動車大学校 佐藤先生に変更。 ・ 質疑応答が長引く場合があると思うが、終了時間は厳守する。 <p>◆研修内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第三者評価(内部質保証)の概要と必要性について」内容の確認。 ⇒ 専門学校静岡工科自動車大学校 平井先生がPPT資料に沿って内容説明を実施。 ・ 「第三者評価(内部質保証)の概要と必要性について」内容確認。 ⇒ ホンダ テクニカル カレッジ 関東 山口先生、関西 本多先生がPPT資料に沿って内容説明を実施し第三者評価ガイドブックとの摺り合せを行う。 ⇒ 当日PPTの出力紙は配付しない。(以前郵送した第三者評価ガイドブックを持参してもらう) <p>◆質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第三者評価(内部質保証)の概要と必要性について」と佐藤先生が講義を行う「実態調査」での講義で、PDCAサイクル関連がダブってしまうが良いか? ⇒ 「概要」と「実態」の違いがあるので問題ない。 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の講義内容PPTを10/20(金)までに修正し、一度佐藤先生に確認してもらう。 ・ 今回の会議内容及び研修用PPTは第三者評価・内部質保証等研修委員へメールで展開し、内容を周知する。意見があればフィードバックをもらう。(平井先生より委員へ展開)



会議名	第三者評価・内部質保証等研修会
開催日時	平成29年12月14日(木) 午後1時30分～午後4時00分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ (東京都中野区東中野4-2-3 地下1階テラホール)
出席者	<p> 専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 文部科学省 専修学校教育振興室 星川正樹 室長補佐 元専門学校東京自動車大学校 小谷将彦 校長 元国土交通省 中部運輸局 中川兼彦 整備課長 専門学校新潟国際自動車大学校 大橋健次 校長 専門学校東京工科自動車大学校世田谷校 小林完 校長 専門学校千葉県自動車大学校 竹中正浩 学校長 横浜テクノオート専門学校 久留島勲 教頭 専門学校日産愛知自動車大学校 田中篤司 校長 ホンダテクニカルカレッジ関東 山口靖之 教頭 ホンダテクニカルカレッジ関西 本多章浩 教頭 専門学校日本自動車大学校 林英伸 教頭 国際テクニカルデザイン・自動車専門学校 萩原肇 科長 専門学校北日本自動車大学校 山田恵一 副校長 専門学校日産栃木自動車大学校 藤岡隆男 校長 専門学校群馬自動車大学校 橋本暁夫 校長代行 専門学校群馬自動車大学校 吉田宏 副校長 専門学校関東工業自動車大学校 合津正彦 事務局マネージャー (専)中央自動車大学校 正示彰 校長 専門学校日本自動車大学校 矢部光範 教育部次長 専門学校トヨタ東京自動車大学校 高柳尚之 理事・学生部長 専門学校トヨタ東京自動車大学校 太田靖也 教育部課長 専門学校トヨタ東京自動車大学校 藤川龍彦 教育部主査 専門学校東京工科自動車大学校 山口泰之 副校長 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校東京工科自動車大学校品川校 松村道隆 副校長 横浜テクノオート専門学校 飯田知久 総務課長 専門学校神奈川総合大学校 梅村幸生 試験対策主任 専門学校新潟国際自動車大学校 小泉恵之 教務部長 専専門学校トヨタ名古屋自動車大学校 仙田佳彦 課長 専門学校YIC京都工科大学校 野上悟 担当課長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 専門学校東京自動車大学校 高橋博 副校長 専門学校東京自動車大学校 藤田 幸司 教務部長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 九州工科自動車専門学校 上妻史彦 校長代行 熊本工業専門学校 遠藤禮一郎 副学長 株式会社関東マツダ 今井一之 様 (今回より、佐藤宏様異動のため変更) 国際情報工科自動車大学校 和田秀勝 副校長 国際情報工科自動車大学校 阿部一則 教務部長 </p>

	<p>専門学校水戸自動車大学校 郡司秀彦 部長 筑波研究学園専門学校 伊能正登 自動車整備工学科副学科長 専門学校太田自動車大学校 田鶴大輔 学校長 日本工学院八王子専門学校 高地昭彦 学科長 阪神自動車航空鉄道専門学校 窪田有克 事務局長 阪神自動車航空鉄道専門学校 守屋明美 岡山科学技術専門学校 大月秀之 事務局長 専門学校麻生工科自動車大学校 永江貴史 教務主任 学校法人日本ホテル学院専門学校日本ホテルスクール 黒須健二郎様 公益社団法人全国調理師養成施設協会 芳賀克文 総務部長 公益社団法人全国調理師養成施設協会 矢部広美様 JAMCA 大西純一 事務局長</p>
<p>議題等</p>	<p>【会議の目的】 内部質保証システム構築の意義を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAMCA における第三者評価と内部質保証の考え方の啓発 ・ 職業実践専門課程認定校のさらなる拡大 ・ 先行的取り組み事例を知ることで、学内の教育の質向上及び特徴化につなげる <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料① 第三者評価・内部質保証等研修会 次第 ・ 資料② 第三者評価・内部質保証等研修会 [文部科学省 説明資料] ・ 資料③ 第三者評価・内部質保証等研修会 ・ 資料④ 職業実践専門課程の第三者評価 ・ 資料⑤ 内部質保証への JAMCA 会員校の取り組み 平成 29 年度文科事業訪問調査報告 <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 主催者挨拶 3. 来賓挨拶 4. 第三者評価の概要について 5. 第三者評価の受審に向けて 6. 内部質保証への JAMCA 会員校の取り組み 7. 質疑応答 8. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開会の挨拶、及び本日の議事についての説明。 ・ 配付資料の確認。 <p>◆主催者挨拶</p> <p><平井委員長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価・内部質保証等研修会の参加に対するお礼。 ・ 高校訪問の活動報告を行う。 <p>昨年より高校訪問に、専門学校と短期大学も同行することになった。1人でも多くの学生を増やすために、学生を推薦してほしいことを国に要望している。</p>

自分の学校のためではなく、業界全体の人数を増やすために、高校訪問の同行に協力してほしい。

◆来賓挨拶

<文部科学省 専修学校教育振興室 星川正樹 室長補佐>

- ・文部科学省委託事業への協力に対するお礼。
- ・『職業実践専門課程等の質保証・向上の推進』以下事業内容について、説明を行う。
 - これまでの取り組み
 - 専修学校における学校評価・情報公開の状況
 - 職業実践専門課程等における質保証について

※資料② 第三者評価・内部質保証等研修会 [文部科学省 説明資料] 参照

◆第三者評価の概要について

第三者評価（内部質保証・PDCA サイクル）の概要について、専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事による説明を行う。

※資料③ 第三者評価・内部質保証等研修会 参照

◆第三者評価の受審に向けて

第三者評価の受審に向けて、第三者評価ガイドブックに記載されている内容に沿って、ホンダテクニカルカレッジ関東 山口靖之教頭、ホンダテクニカルカレッジ関西 本多章浩教頭による説明を行う。

※資料④ 職業実践専門課程の第三者評価 参照

◆内部質保証への JAMCA 会員校の取り組み

今年度事業である第三者評価 内部質保証等実態調査（3 回）について、専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫校長による活動報告を行う。

※内部質保証への JAMCA 会員校の取り組み 平成 29 年度文科事業訪問調査報告 参照

◆閉会





第三者評価・内部質保証等検討委員会及び内部質保証等実態調査委員会

会議名	第1回第三者評価・内部質保証等検討委員会、第1回内部質保証等実態調査委員会 合同会議
開催日時	平成29年8月29日(火) 午後2時45分～午後3時15分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ(東京都中野区東中野4-2-3 地下1階テラホール)
出席者	<p>専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校北九州自動車大学校 清末裕貴 副校長 専門学校YIC京都工科大学校 野上悟 担当課長 専門学校広島自動車大学校 古澤宰治 校長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 専門学校日産栃木自動車大学校 藤岡隆男 校長 専門学校群馬自動車大学校 吉田宏 副校長 専門学校関東工業自動車大学校 合津正彦 事務局マネージャー 専門学校東京自動車大学校 高橋博 副校長 専門学校トヨタ東京自動車大学校 藤川龍彦 教育部主査 熊本工業専門学校 遠藤禮一郎 副学長 専門学校北日本自動車大学校 山田恵一 副校長 九州工科自動車専門学校 上妻史彦 校長代行 JAMCA 大西純一 事務局長</p>
議題等	<p>【会議の目的】 今後の委員会の活動スケジュールの説明と調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>◆開会 今後の活動スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に第2回第三者評価・内部質保証等検討委員会を実施する。 ・10月、11月に3回内部質保証の実態調査を実施する。 ・次回の第三者評価・内部質保証等検討委員会の日程の調整を行う。 開催日：9月11日(月) 10:30～12:30 ・実態調査委員会メンバーは、10月、11月の調査日程を決めるにあたって、9月8日までに都合の悪い日を佐藤委員長へメールにて連絡する。その結果を踏まえ、9月11日に日程を決定する。 <p>◆意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の事業は1か月遅れでスタートしたこともあり、今年度は各自の負担を軽くするために今回の活動内容とした。 ・具体的な調査項目は現状未定である。第三者評価項目とは異なる内容となる。 ・来年度も活動を継続するのか? 現状は不明だが、次へつなげる内容の活動をしているため(今年度で完結する内容ではないため)、来年度も続く可能性はある。 継続して活動しないと、第三者評価を実施できない。今年度の活動をすることによって自信を持って第三者評価の意識を高められる。大学との違いを外部へアピールできる、そのような機会にしたい。 ・現状は、専門職大学との関連を考えていない。今回のテーマに含まれていない。



会議名	第2回第三者評価・内部質保証等検討委員会
開催日時	平成29年9月11日（月） 午前10時30分～午後1時30分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ（東京都中野区東中野4-2-3 1101号室）
出席者	<p>専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校北九州自動車大学校 清末裕貴 副校長 専門学校YIC 京都工科大学校 野上悟 担当課長 専門学校広島自動車大学校 古澤幸治 校長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 株式会社関東マツダ 総務部人材開発グループ 佐藤広 様</p>
議題等	<p>【会議の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業における委員会活動内容の確認を行う。 ・JAMCAにおける内部質保証に対する考え方の検討を行う。 ・10月11日実施のヒアリング実態調査のスケジュールと担当の調整を行う。 <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 第三者評価・内部質保証等検討委員会 次第 ・資料② 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案） ・資料③ 第三者評価・内部質保証等検討及び実態調査日程表 <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 平成29年度事業における委員会活動内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・JAMCAにおける内部質保証に対する考え方のまとめ ・JAMCA 会員校における実態調査の内容を検討 ・調査委員会との実態調査内容のまとめと研修会への反映 ・JAMCA 独自の第三者評価機関設立に向けた準備 →コンソーシアムの進捗・情報交換を確認の上振興 ・平成29年度 JAMCA 文部科学省事業成果物の作成 3. 10月11日実施のヒアリング実態調査のスケジュールと担当について <ul style="list-style-type: none"> ・調査委員3名、検討委員3名で計画 ・内部質保証の定義検討 4. ヒアリングの内容とまとめについて <ul style="list-style-type: none"> ・調査計画、調査のまとめ 5. 意見交換 6. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会 開会の挨拶、及び本日の議事についての説明。</p> <p>◆平成29年度事業における委員会活動内容の確認 ・近年、内部質保証が注目されている。教育の質保証を高めることを目標とした JAMCA の第三者評</p>

価は数年遅れであるが、大学でも内部質保証は現在のテーマである。

- ・内部質保証を取り組む必要性は、第三者評価をシンプルなものにするため。
JAMCA の第三者評価項目の質保証としては、外部（国土交通省）の監査を受けている。
→質保証ができている。既に取り入れているシステムについてアピールしながら、第三者評価をシンプルなものにしてゆく。
- ・国土交通省の監査は、国が行っている内部質保証である。その内容を整理してゆく。
国土交通省の監査以外にも、質を上げてゆく部分がある。そのためにはどのようなシステムがあり、どのように運営されているのかを調査し、どの学校でもできるようにカリキュラムの例を挙げるなどしながら、内部質保証を広めてゆく。そして JAMCA の第三者評価をできるだけシンプルな形にすることを今後も進めてゆく。
- ・内部質保証を形にするため、大学での内部質保証の定義やシステムを参考に、JAMCA の内部質保証を議論し、まとめてゆきたい。
 - 内部質保証の定義
 - 内部質保証に関する方針・責任体制（方針、責任体制、リーダーシップ、規定、システム、質保証の活用、定期的な見直しをしているのか、等）
※ヒアリングの内容にも当てはまる
- ・今年度事業のスケジュール（資料①参照）
10月、11月：ヒアリング調査を行う。（検討委員、実態調査委員で各3名、計6名）
12月、1月：調査のまとめ、及び第三者評価の具体的な設計
2月：全体会議

◆内部質保証の定義検討（資料②参照）

- ・JAMCA の内部質保証の定義を議論する。
大学の内部質保証の定義：
「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証すること」
 - 業界や行政といった言葉を入れた方が良い（JAMCA は具体的な企業や国土交通省とつながっているため）
 - 目的が抜けている。海外での定義例を参考に追加する。
海外での定義例：
「内部質保証とは、大学や教育プログラムが自らの目的を達成し、また、高等教育一般や特定の専門職業や学問分野に求められる水準を達成していることを確保するための、大学や教育プログラムの方針や手続きである。」
- 「内部質保証」を明確にした方が良い（外部質保証と差別化する）
以上の議論を踏まえ、JAMCA の内部質保証の定義を以下とする。
※最終的には、全体会議等で議論する。

●「JAMCA の内部質保証システム」の定義

◇「内部質保証」

「自動車整備士養成の教育機関が、自動車産業界や行政等のステークホルダーから求められている自学の諸活動が、必要な水準に達していることを自らの責任において保証するための教育プログラムの方針やシステムを言う。」

◇「内部質保証システム」

「上記で定義される内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組み」

◆10月11月実施のヒアリング実態調査のスケジュールと担当について

訪問調査（案）のスケジュールと担当者を検討する。

- ・ 専門学校新潟国際自動車大学校：10月16日（月） 佐藤先生、榎本先生、今西先生、川上先生
- ・ 専門学校日産京都自動車大学校：10月24日（火） 佐藤先生、清末先生、野上先生、（今西先生）
- ・ 専門学校東京工科自動車大学校：11月8日（水） 古澤先生、原田先生、今西先生、（佐藤先生）

◆JAMCAにおける内部質保証に対する考え方（資料②参照）

内部質保証に関する方針と責任体制を検討する。

- 方針（コンセンサス）、目的
- 責任体制
- 規定（内規）
- 実施体制（しくみ）
- 結果の把握（活用）、学習成果（比較）
- 定期的な見直し
- ・ 昨年の実証実験では、各校が具体的なシステムを作り上げている。最初から内部質保証として作っているシステムではない。内部質保証の1つの参考として、今年度は訪問調査をする。
- ・ 調査対象校（日産京都）より
 - 以前は、5校がそれぞれのシステムで行っていたが、5校を一緒に考えた時に、5校が同じことを行うのではなく、1ヶ所に企画支援部を設置している。カリキュラムや実習等を決めて、まとめてから教育企画センターで情報を管理し、毎年見直しを行い、さらに来年度の検討を行う。「1級、2級の整備士養成カリキュラム」がテーマとなる。
 - 実態調査では、カリキュラムを作る上での方針（コンセンサス）、実施体制、責任体制、結果のレビューと学習成果の比較、定期的な見直し等をヒアリングする。
 - これらを整理して内部質保証として取り上げ、研修会で報告すると他校への参考になる。
 - 今年度の取り組みとしたい。
- ・ 調査対象校（東京工科）より
 - 1人1人の学習目標を明らかにして、履修改革を行う。シラバスを詳細化して1時限ごとのシラバスを作成する。1時間ごとにショートテストを行い、生徒が理解できたかを個別に確認する。その後、教育（教材）など善悪のデータを取り、蓄積する。
 - 実態調査では、目的、責任体制、実施体制、結果の把握、定期的な見直し等をヒアリングする。
- ・ 専門学校で、「自動車産業界や行政」に結びつくのではないかと、というのがポイントとなる。日産自動車大学校では、卒業生のアンケート調査を行っている。結果を教育の中に取り入れている。行政面では、基準値をクリアして質を保っている。大学と異なるところである。
- ・ 実態調査委員会では、これらを整理して、訪問調査へ行く。調査対象校へは整理した項目を事前に送り、準備をしていただく。

◆JAMCA独自の第三者評価機関設立に向けた準備について

- ・ 活動の後半は、第三者評価の仕組みについて検討する。
- ・ コンソーシアムでは、独自の第三者評価の機関を作る動きではなく、評価機構が中心となって機関評価は合同で行う方向になっている。共通部分は評価機構で行うが、評価機構が評価できない部分（分野別評価）は別の形で評価しなければならないため、仕組みを大枠で決める必要がある。
 - JAMCAの方針は、議論を進めながら検討する。

◆意見交換

- ・ 実態調査当日の調査時間は？
 - 事前会議は当日の午前中に行い、午後に調査する。

	<p>10：30～12：00：会議 13：00～15：00：訪問調査</p> <p>※学校見学は行わない。見学したい場合は、終了後に任意で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査のレポート提出をするのか？また、担当は？ →レポートは不要。理解を深めるものであるため、議事録のみで対応する。最後に調査結果をまとめて研修会に反映する。 ・調査対象校へは、事前に質問等を送付する（詳細を省いた項目のみ）。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



会議名	第3回第三者評価・内部質保証等検討委員会、第2回内部質保証等実態調査委員会 合同会議
開催日時	平成29年10月16日(月) 午前10時30分～午後12時00分
場所	専門学校新潟国際自動車大学校(新潟県新潟市中央区紫竹山5-2-10)
出席者	<p>専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 専門学校東京自動車大学校 高橋博 副校長 横浜テクノオート専門学校 久留島勲 教頭 専門学校新潟国際自動車大学校 大橋健次 校長</p>
議題等	<p>【会議の目的】 内部質保証実態調査を実施するにあたり、参加委員全員の意識合わせを行う。</p> <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 第三者評価・内部質保証等検討委員会 次第 ・資料② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ ・資料③ 南関東ブロック・専修学校各種学校教育研究会 文部科学省資料 ・資料④ 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン(案) ・資料⑤ 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について (コンソーシアム連絡調整会議資料) <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について 3. JAMCAにおける平成29年度事業及び訪問調査の目的について 4. 訪問調査の流れと今後の進め方について 5. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会の挨拶、及び本日の議事についての説明を行う。 ・9月11日に行われた第三者評価・内部質保証等検討委員会での活動報告を行う。 <p>◆「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状とその背景を把握するために説明を行う <ul style="list-style-type: none"> - 専門職大学について(資料②参照) 実践的な職業教育を行うための高等教育機関がなぜ必要なのかを、文部科学省がどのようにまとめているか把握するために説明を行う(以下抜粋)。 <ul style="list-style-type: none"> - 高等教育の多様化の必要性 - 多様な若者のニーズと産業界の人材需要への対応 - 企業における人材育成機能の縮小 - 高等教育段階における専門職業人養成の現状 - 現行制度のみによる将来に向けた対応の限界 - 文部科学省での専門学校の捉え方を、南関東ブロック会議の資料を基に説明を行う(資料③参照) 文部科学省では、将来の専門職大学を見据えて、2年前から専門学校に職業実践専門課程の認

◆意見交換

- ・自動車整備専門学校の取り組みを社会に周知してもらうためにも、内部質保証にしっかり取り組まなければならない。
- ・専門学校は高等教育機関なので、将来的に無償化の流れになるであろう。その時に備え、専門学校としてしっかりとした仕組みがあり、取り組みを行っているか、及び職業実践専門課程の中での専門学校であることを再認識する必要がある。
- ・第三者評価を独自で実施するためには、独自の評価項目と仕組みが必要になり、質の保証が担保されていることを公表する必要がある。そのためにも、内部質保証システムの構築が必要になる。内部質保証を外部に示すことにより、シンプルに第三者評価を行うことができる。

校内視察を行う。



会議名	第3回内部質保証等実態調査委員会 実態調査：専門学校新潟国際自動車大学校
開催日時	平成29年10月16日（月） 午後1時00分～午後3時30
場所	専門学校新潟国際自動車大学校（新潟県新潟市中央区紫竹山5-2-10）
出席者	専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 専門学校東京自動車大学校 高橋博 副校長 横浜テクノオート専門学校 久留島勲 教頭 専門学校新潟国際自動車大学校 大橋健次 校長 専門学校新潟国際自動車大学校 小泉恵之 教務部長 専門学校新潟国際自動車大学校 吉田豊 教務部主任 専門学校新潟国際自動車大学校 教務部 樋口剛 様 専門学校新潟国際自動車大学校 大瀧哲也 留学生教務部科長 専門学校新潟国際自動車大学校 田村貴志 自動車整備科科長
議題等	会議の目的・内容等については『6章 内部質保証等実態調査委員会活動について』に記載



会議名	第4回第三者評価・内部質保証等検討委員会、第4回内部質保証等実態調査委員会 合同会議
開催日時	平成29年10月24日（火） 午前10時30分～午後12時00分
場所	専門学校日産京都自動車大学校（京都府久世郡久御山町林八幡講27-6）
出席者	<p>専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校北九州自動車大学校 清末裕貴 副校長 専門学校YIC京都工科大学校 野上悟 担当課長 専門学校関東工業自動車大学校 合津正彦 事務局マネージャー 専門学校トヨタ東京自動車大学校 藤川龍彦 教育部主査 専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 専門学校日産京都自動車大学校 中村光之 教育部部長代理</p>
議題等	<p>【会議の目的】 内部質保証実態調査を実施するにあたり、参加委員全員の意識合わせを行う。</p> <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 第三者評価・内部質保証等検討委員会 次第 ・資料② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ ・資料③ 南関東ブロック・専修学校各種学校教育研究会 文部科学省資料 ・資料④ 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案） ・資料⑤ 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について （コンソーシアム連絡調整会議資料） <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について 3. JAMCAにおける平成29年度事業及び訪問調査の目的について 4. 訪問調査の流れと今後の進め方について 5. 閉会 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆開会 <ul style="list-style-type: none"> ・開会の挨拶、及び本日の議事についての説明を行う。 ・10月16日に行われた第三者評価内部質保証等実態調査での活動報告を行う。 ◆「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について <ul style="list-style-type: none"> ・現状とその背景を把握するために説明を行う <ul style="list-style-type: none"> - 専門職大学について（資料②参照） 実践的な職業教育を行うための高等教育機関がなぜ必要なのかを、文部科学省がどのようにまとめているか把握するために説明を行う（以下抜粋）。 - 高等教育の多様化の必要性 <ul style="list-style-type: none"> - 多様な若者のニーズと産業界の人材需要への対応 - 企業における人材育成機能の縮小 - 高等教育段階における専門職業人養成の現状 - 現行制度のみによる将来に向けた対応の限界

- 高等教育体系の多様化

→国際通用性を持たせるためには、専門職大学として大学体系にしなければならない。

→専門学校が社会に認められるために、教育の質の保証をしっかりと実践しなければならない。
そのためには職業実践専門課程も磨きをかけていく必要がある。さらに専門学校の特長を活かした第三者評価にしなければならない。

→内部質保証とは、内部で教育の質を上げるために取り組んでいるルーティン、内部で PDCA を回している仕組みである。

教育の質を高めるための取り組みを公表することによって、シンプルな第三者評価を実施することができ、外部への周知にもつながる。

→今年度の事業として、各校で行っている内部質保証を訪問調査し、調査結果は研修会で他校へ広める。

- 文部科学省での専門学校の捉え方を、南関東ブロック会議の資料を基に説明を行う
(資料③参照)

これからの専門学校教育の振興のあり方についての具体的施策としても、質保証と向上についてがテーマとなっている。

- 大学の内部質保証についての説明を行う (資料④参照)

- 大学での「内部質保証」と「内部質保証システム」の定義についての説明

- 内部質保証システムを構成する 8 要素についての説明

- 内部質保証に関する全学の方針・責任体制についての説明

→JAMCA としては、社会で活躍できる人材を輩出して社会の評価を得ていること、また国が求める教育を行うことにより国の発展に寄与していることを具体的にアピールしていきたい。

◆JAMCA における平成 29 年度事業及び訪問調査の目的について

・ JAMCA としては、社会で活躍できる人材を輩出して社会の評価を得ていること、また国が求める教育を行うことにより国の発展に寄与していることを具体的にアピールしていきたい。

その 1 つのステップとして、内部質保証をテーマに今年度事業に取り組んでいく。

・ JAMCA における内部質保証と内部質保証システムの定義の説明を行う

・ 内部質保証についてのヒアリング項目 (7 項目) の説明を行う

◆訪問調査の流れと今後の進め方について

・ 本日の訪問調査について

テーマ：複数校共通カリキュラムの運営管理の取り組み

ヒアリング項目に沿って、上記テーマを説明していただく。

◆意見交換

・ 専門職大学の定義をみると、我々が実践していることと変わらない。カテゴリを作らなければならなかったのが現状ではないか。専門学校として、大学との差別化を図ることが大事になる。

質保証を行うことにより、外部に公表できる。研修では他校に周知したい。

・ 過去のアンケートによると、規模の大きい学校では、第三者評価を早くから取り入れているところもある。対して、全校生徒が 200 人以下の学校では、取り入れたくてもできない事実がある。細かい項目だけではなく取り組みやすい項目で評価できるものがあれば、規模の小さい学校でも取り組めるのではないか。第三者評価の項目として検討していただきたい。

・ 内部質保証は、国際的な基準を目指すのか？

→国際通用性を担保するという事は学士を取得することであり、現状、JAMCA では考えていない。

専門職大学の方向性をにらみながら検討していきたい。

・ 自動車業界からも専門職大学移行への要望がある。

- ・文部科学省の生涯学習室の組織が変わる。専門職大学設立後に、全体の統括が必要になるため。
- ・文部科学省は職業実践専門課程をどこでも通用するようしっかりした形のものにしたいと考えている。職業実践専門課程の認定要件が年々高くなっていることもあり、いずれ第三者評価になるのではないか。
- ・今後の課題として、職業実践専門課程の認定を受けること、独自の第三者評価を確立していくこと。そのための内部質保証の実践的な取り組みになる。

校内視察を行う。



会議名	第5回内部質保証等実態調査委員会 実態調査：専門学校日産京都自動車大学校
開催日時	平成29年10月24日（火） 午後1時00分～午後3時30分
場所	専門学校日産京都自動車大学校（京都府久世郡久御山町林八幡講 27-6）
出席者	<p>専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長</p> <p>専門学校北九州自動車大学校 清末裕貴 副校長</p> <p>専門学校YIC 京都工科大学校 野上悟 担当課長</p> <p>専門学校関東工業自動車大学校 合津正彦 事務局マネージャー</p> <p>専門学校トヨタ東京自動車大学校 藤川龍彦 教育部主査</p> <p>専門学校静岡工科自動車大学校 平井一史 常務理事</p> <p>専門学校日産京都自動車大学校 今西朗夫 学長</p> <p>専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長</p> <p>専門学校日産京都自動車大学校 中村光之 教育部部長代理</p> <p>専門学校日産京都自動車大学校 吉澤英行 教育部課長</p>
議題等	会議の目的・内容等については『6章 内部質保証等実態調査委員会活動について』に記載



会議名	第5回第三者評価・内部質保証等検討委員会、第6回内部質保証等実態調査委員会 合同会議
開催日時	平成29年11月8日(水) 午前10時30分～午後12時00分
場所	専門学校東京工科自動車大学校(東京都中野区中野6丁目21-16)
出席者	専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校広島自動車大学校 古澤宰治 校長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 専門学校群馬自動車大学校 吉田宏 副校長 熊本工業専門学校 遠藤禮一郎 副学長 専門学校東京工科自動車大学校世田谷校 小林完 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 JAMCA 大西純一 事務局長
議題等	<p>【会議の目的】 内部質保証実態調査を実施するにあたり、参加委員全員の意識合わせを行う。</p> <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① 第三者評価・内部質保証等検討委員会 次第 ・資料② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ ・資料③ 南関東ブロック・専修学校各種学校教育研究会 文部科学省資料 ・資料④ 教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン(案) ・資料⑤ 自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について (コンソーシアム連絡調整会議資料) ・資料⑥ 専門学校の振興とNQFの課題ー学習成果のアプローチの潮流をどう活用するか?ー 全国専修学校各種学校総連合会 第59会南関東ブロック会議 <p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について 3. JAMCAにおける平成29年度事業及び訪問調査の目的について 4. 訪問調査の流れと今後の進め方について 5. 閉会 <p>【内容】</p> <p>◆開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会の挨拶、及び本日の議事についての説明を行う。 ・配付資料の確認、及び説明を行う。 <p>◆「内部質保証に関する今後の在り方等の検討」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月11日の第三者評価内部質保証等検討委員会で議論された、内部質保証と内部質保証システムの定義についての説明を行う。 また、内部質保証についてのヒアリング項目の説明を行う。 ・文部科学省での専門学校の捉え方を、南関東ブロック会議の資料を基に説明を行う (資料③参照) - 文部科学省では、将来の専門職大学を見据えて、2年前から専門学校に職業実践専門課程の認定校になることを推奨してきた。しかしながら専門職大学とは別の位置付けで専門学校を捉え、専門職大学に遅れないよう専門学校の質を高めることに努めている。

- 初年度と比較して現在の職業実践専門課程の認定基準が厳しくなっていることから、現在の認定基準に合わせるために様式 4 を改め、初年度の認定校に資料の再提出を求めて教育の質を高めてゆく方向である。
- 職業実践専門課程の学校関係者評価が、第三者評価に変わる流れになるのではないか。そのために準備が必要である。
現状は、専門の第三者評価機関しか存在しておらず、分野別評価ができる評価機構はない。そのための準備が必要である。第三者評価をよりシンプルなものにする必要があるため、内部質保証に踏み込むことは重要である。
- ・実践的な職業教育を行うための高等教育機関（専門職大学）がなぜ必要なのかを、文部科学省がどのようにまとめているか把握するために説明を行う（資料②参照）（以下抜粋）。
 - 高等教育の多様化の必要性
 - 多様な若者のニーズと産業界の人材需要への対応
 - 企業における人材育成機能の縮小
 - 高等教育段階における専門職業人養成の現状
 - 現行制度のみによる将来に向けた対応の限界
 - 高等教育体系の多様化
- ・学習成果への 2 方向のアプローチについて説明を行う（資料⑥参照）。
 - 大学及び学術的教育プログラム：修得からその活用へ
→大学による学修成果による活用のため、就職先は様々である。
 - 職業・専門教育プログラム：必要から修得へ
→社会の職業における必要性から発信された内容を修得する。

◆JAMCA における平成 29 年度事業及び訪問調査の目的について

- ・9 月 11 日に行われた第三者評価内部質保証検討委員会での活動報告と平成 29 年度事業の活動内容の確認を行う。
- ・前回までの内部質保証の訪問調査（第 1 回 専門学校新潟国際自動車大学校、第 2 回 専門学校日産京都自動車大学校）の活動報告を行う。
- ・12 月 14 日に研修会を行う。その際、3 校の訪問調査の結果報告をする。
- ・JAMCA の第三者評価をシンプルに実施するために、教育の質向上及び学校教育の成果を上げるシステムを示す内部質保証が必要である。そのため、内部質保証を今年度事業のテーマとし、訪問調査を実施することとした。

◆訪問調査の流れと今後の進め方について

- ・資料⑤を基に、平成 29 年度事業計画のスケジュールの確認を行う。
- ・本日の訪問調査について
内部質保証のヒアリング、授業評価と履修管理の取り組みについて、以下の内容を説明していただく。
目的又は方針、内部質保証の規定（内規）、実施体制と責任体制の仕組み、成果（学習成果）の把握の仕方（専門学校独自の成果の把握の仕方）、国家試験対策の定期的な見直しの仕方、自動車産業界や行政等のステークホルダー（学生、保護者、企業）に関わる結果。

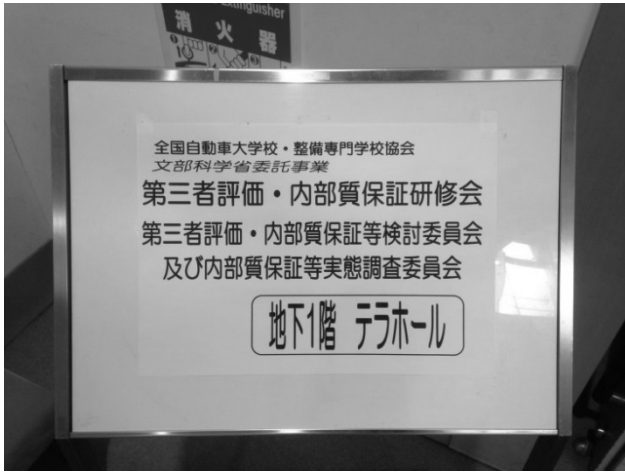
校内視察を行う。



会議名	第7回内部質保証等実態調査委員会 実態調査：専門学校東京工科自動車大学校
開催日時	平成29年11月8日（水） 午後1時00分～午後3時30分
場所	専門学校東京工科自動車大学校（東京都中野区中野6丁目21-16）
出席者	専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校広島自動車大学校 古澤宰治 校長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 専門学校群馬自動車大学校 吉田宏 副校長 熊本工業専門学校 遠藤禮一郎 副学長 専門学校東京工科自動車大学校世田谷校 小林完 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 JAMCA 大西純一 事務局長
議題等	会議の目的・内容等については『6章 内部質保証等実態調査委員会活動について』に記載



会議名	第6回第三者評価・内部質保証等検討委員会、第8回内部質保証等実態調査委員会 合同会議
開催日時	平成29年12月14日(木) 午後4時00分～午後4時30分
場所	専門学校 東京テクニカルカレッジ (東京都中野区東中野4-2-3 地下1階テラホール)
出席者	<p>専門学校東京工科自動車大学校 佐藤康夫 校長 専門学校読売自動車大学校 榎本俊弥 校長 専門学校YIC 京都工科大学校 野上悟 担当課長 専門学校岡山自動車大学校 原田公德 校長 専門学校日産横浜自動車大学校 今西朗夫 学長 専門学校日産京都自動車大学校 川上宏美 校長 株式会社関東マツダ 今井一之 様 (今回より、佐藤宏異動のため変更) 専門学校日産栃木自動車大学校 藤岡隆男 校長 専門学校群馬自動車大学校 吉田宏 副校長 専門学校関東工業自動車大学校 合津正彦 事務局マネージャー 専門学校東京自動車大学校 高橋博 副校長 専門学校トヨタ東京自動車大学校 藤川龍彦 教育部主査 熊本工業専門学校 遠藤禮一郎 副学長 専門学校北日本自動車大学校 山田恵一 副校長 九州工科自動車専門学校 上妻史彦 校長代行 JAMCA 大西純一 事務局長</p>
議題等	<p>【会議の目的】 アンケート、ヒアリング調査及び第三者評価体制検討活動の経過報告。 ・連絡調整会議の内容報告。 ・今後の活動予定についての確認。</p> <p>【次第】 1. 開会 2. 報告事項と今後の活動予定について 3. 閉会</p> <p>【内容】 ◆報告事項と今後の活動予定について ・これまでの活動と実態調査受審校へのお礼。 ・JAMCAにおける内部質保証の定義を一部修正した。 ・全体委員会での議論内容を報告 文部科学省の委託事業も本年度で終わるが、今後、JAMCAとして第三者評価をどのようにするかを検討した。 第三者評価の活動は一旦終わるが、文部科学省で第三者評価を義務付けられたときに再開する。 又は、会員校から第三者評価を受審したいとの多くの希望があった場合に再開する。 評価機構では、機関別評価は行えるが分野別評価は行えない。よって、今後も評価機構と連携してゆく必要がある。 今年度の成果報告書には、第三者評価を立ち上げる準備ができていることを記載する。 ・成果報告書の作成について 今年度は、各委員の作業はない。ただし、成果報告書の記載内容について、確認を依頼した際には協力をお願いしたい。 ・今年度事業の成果報告会を2月22日(木)に行う予定。</p> <p>◆閉会</p>



第4章 第三者評価・内部質保証等研修委員会

活動について

1. 今年の活動方針・成果等のまとめ
2. 組織的な啓発活動「第三者評価・内部質保証研修会」実施
3. 第三者評価・内部質保証等研修会アンケート調査結果と解説

第4章 第三者評価・内部質保証等研修委員会活動について

1. 今年の活動方針・成果等のまとめ

1.1 活動方針(内容について達成するための目的と方法)

高等教育機関の位置付けにある自動車大学校・整備専門学校は教育の質が制度上保証されていないため、結果として社会的評価が得られないのが現状である。現在、教育の質を担保するため自己評価、学校関係者評価を実施し、更に企業や関係機関などと連携し、最新技術の知識・技術・技能を学ぶことを目的とした教育課程である「職業実践専門課程」を認可され教育活動を実施している。この活動の実施結果に対し、専門的・客観的・透明性を担保するために新たな枠組みに適した基準や方法などを取り入れた第三者評価の導入が必要である。

第三者評価の導入は、社会に認知された学校のイメージ作りや、評価結果の有効的活用により教育活動等の発展・改善に大きく貢献するものである。その第三者評価の取り組みにおいて重要なことは内部質保証が担保されるしくみでなければならない。内部質保証とは自らの責任で自校の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、質を保証することにより自ら保証し、更にP-D-C-Aサイクルに基づいた取り組みを推進することが教育レベルの向上につながるため、内部質保証についての研修会を実施した。

次にこの研修会を受講した出席校が第三者評価導入をどのように捉え、また改善・改革に取り組もうとしているか、研修会参加校からアンケート調査を実施した。

1.2 成果等のまとめ

参加校の大半が「職業実践専門課程」の認可を受けている学校であった。この背景には新しい学校種である「専門職大学」への移行も念頭にあった学校も多くあったと推測できるが、それはそれとして今後教育活動を推進して行くためには義務化にならなくても第三者評価の導入が必要であると参加校では考えていることが改めて認識されたことは大きな成果であった。

併せてP-D-C-Aサイクルに基づく活動を実施することにより、各校が独自のカリキュラム編成や授業展開など学校運営の面から学生が満足し社会の期待に応えることが内部質保証であることが理解された。

研修会終了後のアンケート調査からも参加者44人中26人から第三者評価を受審の意向があるとの回答をいただき前向きに受け止めている姿勢が伺えた。

2. 組織的な啓発活動「第三者評価・内部質保証研修会」実施

第三者評価の導入については大半の参加者は理解したと判断できるが、ではどのような手法や手順で活動をしたら良いのかは初めての取り組みであり、その取り組み方法等についてのレクチャーが必要であった。

現在、教育の質を担保するため自己評価や学校関係者評価が実施され情報を公開しているが、これらの活動は内部評価が中心であり、社会的認知には至っていないのが現状である。自動車整備士養成校として社会から負託された目的を実現するためには自らの活動を常に成長させるため、質を維持しつつ更なる向上を目指さなければならない。第三者評価は学校から独立した評価の手法であり、今後、社会の期待が益々高まってゆく中で、自らがその教育の内容を広く開示し、その質を問うべき時代が到来している。その実現のためには多くの学校が内部質保証の意義を熟知し、第三者評価の導入に向けて積極的な活動を行っていかなければならない。

2.1 自動車整備専門学校における第三者評価・内部質保証研修会の実施

開催日時：平成 29 年 12 月 14 日（木） 午後 1 時 30～午後 4 時 30 分

場 所：東京テクニカルカレッジ テラハウス

出席者：37 校 54 名

研修内容：1. 第三者評価（内部質保証・PDCA サイクル）の概要について
2. 第三者評価の受審に向けて（第三者評価ガイドブック）
3. 内部質保証への JAMCA 会員校の取り組み
4. 受講者へのアンケート実施

2.2 研修会総評

第三者評価に対する必要性については前知識として現時点では必要ないとの認識や実施における不安を抱えた参加者が多かったが、研修会を通じ理解・習得したことは自校の成長につながるとの認識であった。また、取り組みにあたっては昨年作成したガイドブックの要点を解説したので、受講者にとってはより身近に感じ活動しやすくなったと感じた。併せて質保証である PDCA サイクルを展開しているモデル校の事例報告等もあり、より具体的な内容を理解できたと推測するので是非、自校の改善・改革に活かして欲しい。

一方でこの活動は分野全体の教育のレベルアップと社会的認知の向上が目的であるので第三者評価が努力義務の段階であっても多くの学校が率先して取り組むことを期待する。

これまでの評価経緯について

平成19年の学校教育法等の改正により、自己評価が義務化（14年努力義務）
 学校関係者評価が努力義務化 → 20.11「新しい学校種」として一条化
 平成25年よりスタートした職業実践専門課程の認定要件には、この教育の質保証について「学校関係者評価」が義務付け

参考

大学においては平成16年度より文部科学省の認証を受けた評価機関による第三者評価を受けることが義務付け 機関別評価

社会的評価？

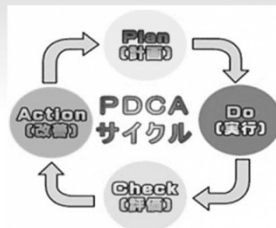
27.3 高等職業機関の制度化＝大学体系

第三者評価とは学校に直接関わりを持たない専門家等が学校から独立した専門的・客観的（第三者的）立場から行う評価 機関別評価・分野別評価

第三者による評価（質保証）は必要不可欠なテーマ

質保証とは何か？

質保証とは自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、質を確保することにより自ら保証し、さらに向上させるP-D-C-Aサイクルに基づいた取り組みを推進すること



自動車整備士養成機関は、自動車産業界や行政等のステークホルダーから求められている自学の諸活動が、必要な水準に達していることを自らの責任において保証するための教育プログラムの方針やシステムこれが質保証である。

独自のカリキュラム編成や授業展開など学校運営の面から「学生が満足し社会の期待に応える」つまり「学修成果をあげる」ことが「質」として求められる

学修成果（ラーニング・アウトカムズ）

学校が目的・目標として掲げている学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に関する学修を評価

具体的な観点、判断基準は

1. 履修科目、修了状況
2. 資格取得の状況
3. 授業評価等、学生からの意見聴取の結果
4. 修了後の進路の状況等の実績や成果
5. 修了生や就職先等の関係者からの意見

在籍年数に習得した知識・技術等

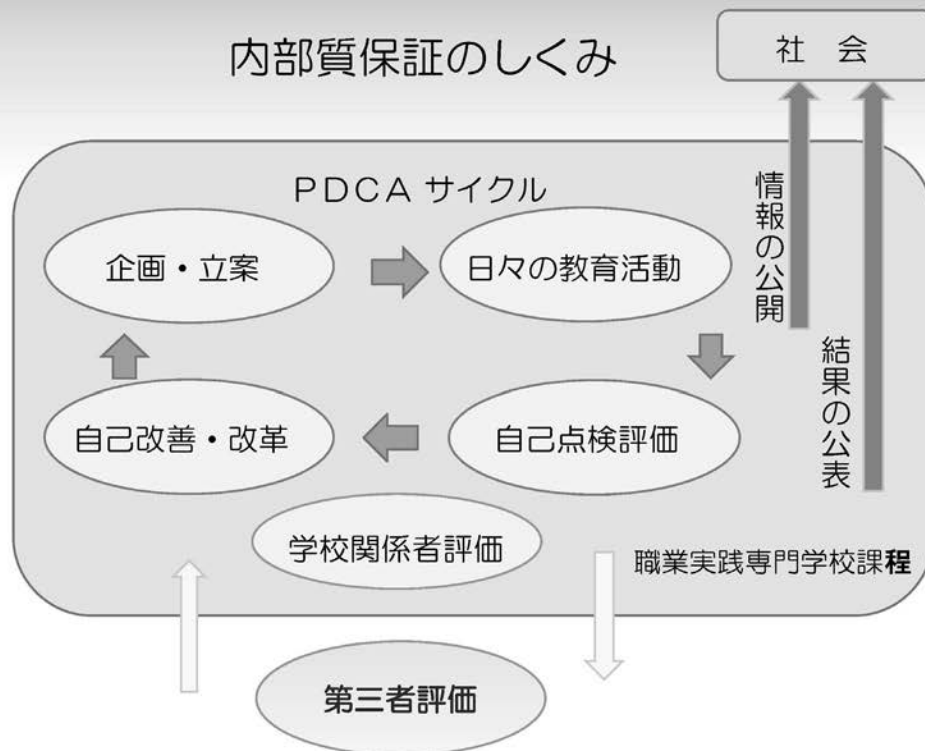
保証すべき質とは

職業資格
自動車整備士 他

学修成果

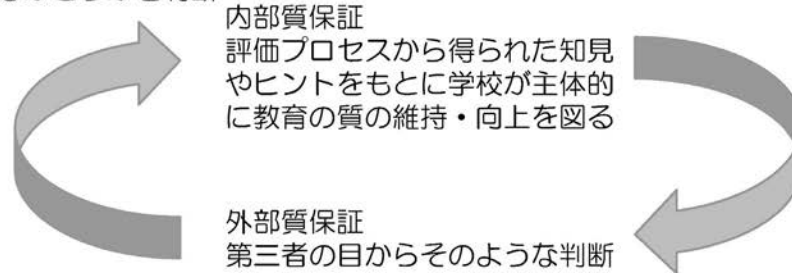
称号
専門士・高度専門士

内部質保証のしくみ



第三者評価の取り組み

学生、就職・進学先、保護者、高等学校などのステークホルダー
(利害関係者)にとって満足な教育(不満のない教育)が行われて
いるかどうかを判断



このプロセスを繰り返すことによって質保証が担保



ご清聴ありがとうございました

研修会資料ー「第三者評価の受審に向けて(第三者評価ガイドブック)」



職業実践専門課程の 第三者評価

JAMCA

全国自動車大学校・整備専門学校協会

■JAMCAにおける第三者評価

■JAMCAにおける第三者評価の進め方

■JAMCAにおける第三者評価

■JAMCAにおける第三者評価の進め方

JAMCAにおける第三者評価に対する考え方

第三者評価
ガイドブック
P15-16

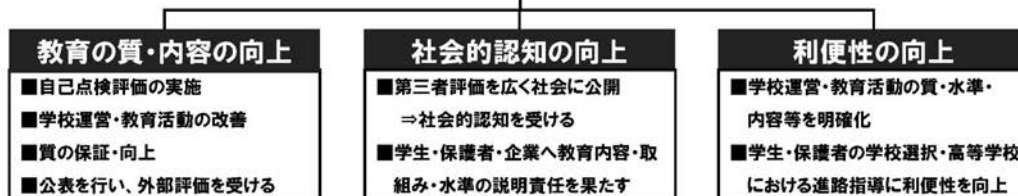
背景

近年、ハイブリット・電気自動車・燃料電池車等の開発、販売が増加
⇒従来の『点検・整備』から『診断・整備』へ
⇒高度な電子知識と技術が要求されている
一方、少子化や若者のクルマ離れ、大学への進学率上昇等で
自動車整備を学び職業を選択する若者が減少

- ①産学官一体での課題解決
- ②高等教育機関全体の教育の質を保証(社会的信頼を得ること)

- 学校の教育活動の透明性を高め、第三者評価の理解と受審できる体制づくりが急務である
- 産業界に求められる人材となるために必要で実践的なカリキュラムのもとで学ぶ体制づくりや教育の質向上につながる

第三者評価実施の目的



JAMCAにおける第三者評価項目とその運営に対する考え方

第三者評価
ガイドブック
P16-17

■文部科学省が示す第三者評価の方向性

文部科学省の委託事業においては、私立専門学校等評価機構が中心となり、専門学校各分野(自動車整備、調理、服飾、柔整、情報処理等)より組織されたコンソーシアムの連絡調整会議を開催。その会議で専門学校における第三者評価検討に向けた視点が示された

<JAMCA独自の第三者評価項目を検討する上で下記内容を参考>

項目	内容
設置基準等	<ul style="list-style-type: none"> ■専修学校設置基準等に適合していることを認定 ⇒教育資格、教員数、授業時間、校舎の面積、設備
職業実践専門課程要件	<ul style="list-style-type: none"> ■職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定 <ul style="list-style-type: none"> ・教育編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容 ・企業等と連携した実習・演習等実施 ・ " 組織的な教員研修の実施 ・ " 学校関係者評価の実施・公表 ・ホームページにおける情報提供
学習成果等	<ul style="list-style-type: none"> ■認定課程が目的・目標に設定している学習成果等が達成できているかを評価 <ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等、各認定要件に係る学校の教育内容等(教員組織、教育課程、施設及び設備等)が目的・目標達成のために適切に機能しているか
内部質保証	<ul style="list-style-type: none"> ■機関内部の質保証の取り組みや手続きを整備し、機能しているか評価 <ul style="list-style-type: none"> ・各評価(評価項目・評価手法、根拠資料)の充実につながることを期待

JAMCA 第三者評価項目の基本構成

第三者評価
ガイドブック
P17-18

■ 第三者評価項目の基本構成

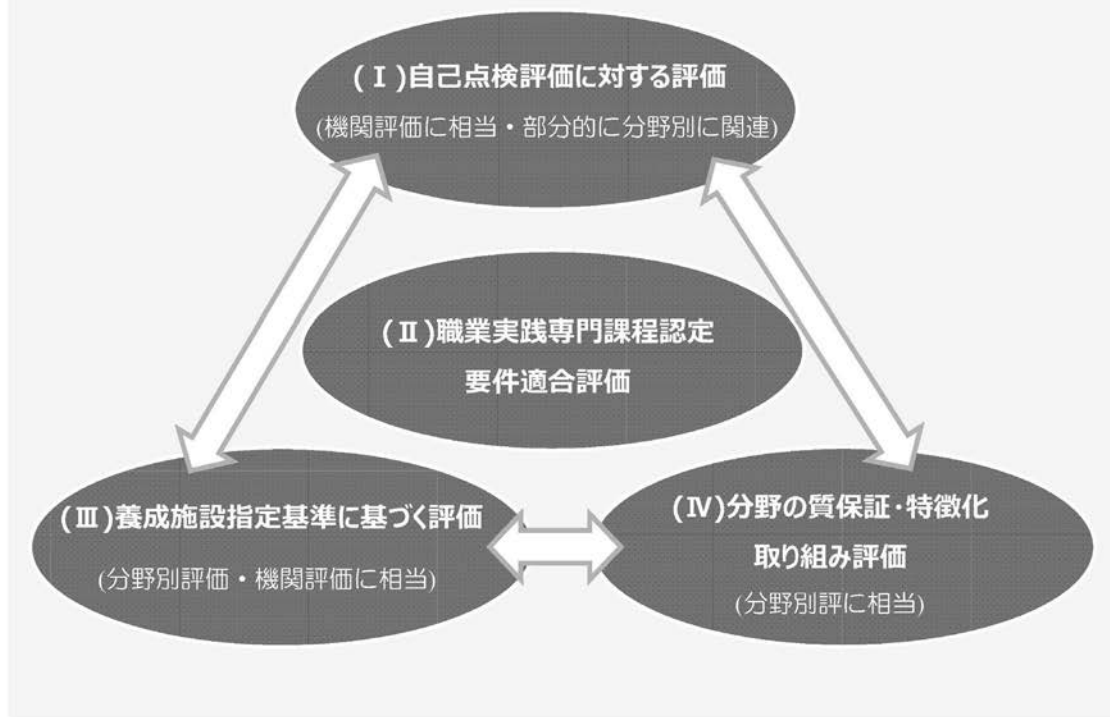
評価項目の基本構成は、現在の会員校で実施されている自己点検評価項目の内容をベースに第三者評価項目を決定。又、分野別評価項目を網羅することを前提に検討

第三者評価項目の構成の考え方	
1	文部科学省が推奨した自己点検評価項目や評価機構が示すガイドラインを参考にして独自の評価項目を設定。また、他の評価項目との重複は極力解消することとする ⇒ (I)
2	自動車整備専門学校・自動車大学校は国土交通省が管轄する『自動車整備士養成施設の指定等の基準について』に基づき、教育内容、教育のための設備及び教員の要件等が定められている。 独立した評価項目とし、自動車大学校・整備専門学校の第三者評価の大きな特徴とする 第三者評価受審の負担感を与えない様、確認内容は極力シンプルなものとする ⇒ (III)
3	職業教育における教育の質保証や教育の成果向上についても網羅的な項目で一律に評価すべきものではなく、それこそが各学校が努力し公表してゆくべきものであるという観点から、学校自らが別項目として自己評価し表現することとする ⇒ (IV)

JAMCAが実施する第三者評価の基本構成は、文部科学省から示された『職業実践専門課程認定要件』を加え、4つの大きな柱を中心に置き、評価項目を構成する ⇒ (II)

JAMCA 第三者評価項目の構成

第三者評価
ガイドブック
P18



JAMCA 第三者評価項目の基本構成

第三者評価
ガイドブック
P19-20

第三者評価項目の構成の考え方	
(Ⅰ) 自己点検評価に 対する評価	<p>文部科学省及び私立学校等評価研究機構等の自己点検項目に基づく各校の自己評価について、評価内容及びそのエビデンスについて第三者として客観的に評価する(期間評価に相当・部分的に分野別に関連)</p> <p>今回の委託事業で決定した自己点検評価項目について、自己評価のエビデンスを加えて評価報告書を提出。それを第三者として評価する。</p> <p>文部科学省の設置基準を含め、基本的な学校として必要なシステムや運用の内容について、この評価項目によって評価することになる。</p> <p>網羅的な内容の中には、さらにそのエビデンスについて、受審校ごとの特徴や工夫そしてその成果について関連してくるが、(Ⅲ)の分野別評価項目で特化して表現しその評価を行うこととする。</p>
(Ⅱ) 職業実践専門 課程認定 要件適合評価	<p>職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。</p> <p>下記項目に対し、資料等で実施状況を確認し評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容 ・企業等と連携した実習・演習等の実施 ・ " 組織的な教育研修の実施 ・ " 学校関係者評価の実施・公表 ・ホームページにおける情報提供

JAMCA 第三者評価項目の基本構成

第三者評価
ガイドブック
P19-20

第三者評価項目の構成	
(Ⅲ) 養成施設指定 基準に基づく 評価	<p>国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別期間評価・分野別評価に相当)</p> <p>我々学校群の教育は自動車整備士を養成するとともに、自動車業界で活躍する高度な技術者として育成することになる。</p> <p>国土交通省はそれを踏まえ、社会で要求されている自動車整備技術者の水準を卒業(終了)時の目標として、教材や教室・実習場等の教育環境や主な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格など教育プログラム全体の質を確保するため指定基準を定めている。</p> <p>約3年ごとの国の定期的な監査により、そのレベルに満たない場合は、教育施設として取り消しをうけることになるので法的な質保障がされている評価と言える。</p> <p>受審校の国の定期監査実施報告を確認することにより、自動車整備分野の基準達成内容を評価する。</p> <p>※整備士の人材教育に向け基準を満たしていることのエビデンスを資料提示</p> <p>● 定期監査報告 ● 実施報告 ● 変更届 ● 等</p>

JAMCA 第三者評価項目の基本構成

第三者評価
ガイドブック
P19-20

第三者評価項目の構成	
(IV) 分野の質 保証・特徴化 取り組み評価	<p>自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価 (分野別評価に相当)</p> <p>一般的な学校全体の運営や教育活動等に係わる評価項目に加え、業界が求める人材養成(職業教育)を行っていることのエビデンス(根拠)について、その取り組みと成果を評価の項目とし、その内容について第三者評価を行う。</p> <p>職業教育における『内部質保証及び成果向上』の取り組みについてその価値を評価するものとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果 ・就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果 ・教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果 ・教育の質保証、質向上に向けた特徴ある取り組みや成果 ・その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

JAMCA 第三者評価項目

第三者評価
ガイドブック
P20

第三者 評価 項目	<p>■ 第三者評価項目は4つの柱から構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (I) 自己点検評価に対する評価 (II) 職業実践専門課程認定要件適合評価 (III) 養成施設指定基準に基づく評価 (IV) 分野の質保証・特徴化 </div> <p>⇒ 基本的に大項目・中項目に整理 ⇒ 評価記述は、『可・否』で判定</p> <p>■ (II) 職業実践専門課程の認定要件適合評価 ⇒ 文部科学省の『職業実践専門課程における第三者評価のあり方の検証の方向性について』に基づき構成</p> <p>■ (III) 養成施設指定基準に基づく評価 ⇒ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価</p> <p>■ (IV) 分野の質保証・特徴化 ⇒ 大項目の番号(I) 自己点検評価項目に基づく評価の項目と対照することで、全体評価における該当部門の位置けを明確化 ※ 第三者評価基準一覧表は次表参照</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

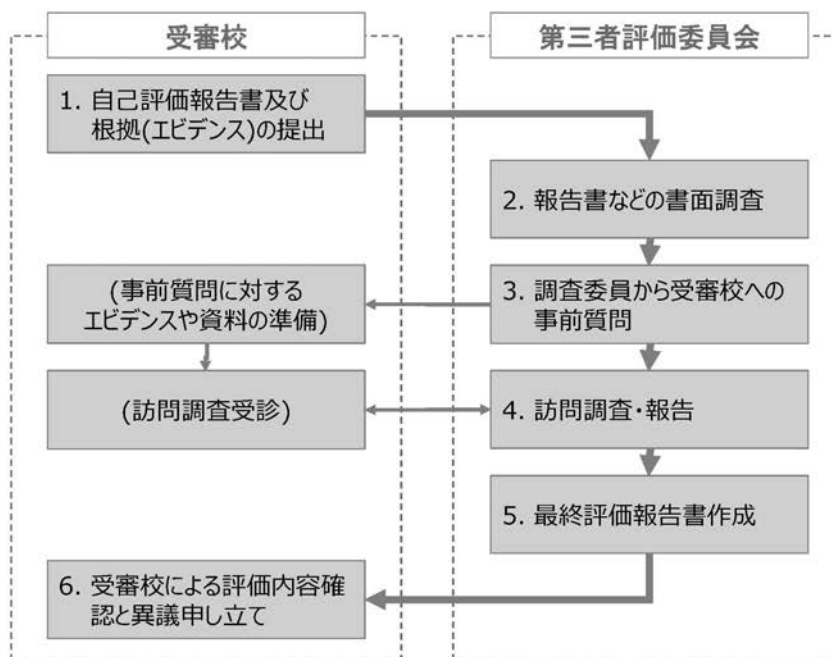
■JAMCAにおける第三者評価

■JAMCAにおける第三者評価の進め方

JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P27

■評価プロセス(工程)と内容



JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P27-28

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び
根拠(エビデンス)の提出

2. 報告書などの書面調査

3. 調査委員から受審校へ
の事前質問

4. 訪問調査・報告

5. 最終評価報告書作成

6. 受審校による評価内容
確認と異議申し立て

✓ 受審校による第三者評価項目にもとづく自己点検
評価

- 学校関係者評価に使用される文部科学省推奨の評価項目及び私立専門学校等評価研究機構の評価項目をベースに構成しているので、その評価内容を参考にできる

平成 年度 自動車大学校 学校自己評価報告書

平成28年3月作成

大項目	評価項目	中項目	評価項目	評価平均点	評価の観点・確認の事項	
1 教育 理念・ 目標	1-1 教育理念・目的 ・教育方針 ・教育目標	1 学校の理念・目的・教育方針・教育目標が明確に示されているか	1 学校の理念・目的・教育方針・教育目標が明確に示されているか	4	評価の観点・確認の事項	
		2 学校の理念・目的・教育方針・教育目標が、学校の教育活動に反映しているか	2 学校の理念・目的・教育方針・教育目標が、学校の教育活動に反映しているか	3.3		
		3 学校の理念・目的・教育方針・教育目標が、学校の教育活動に反映しているか	3 学校の理念・目的・教育方針・教育目標が、学校の教育活動に反映しているか	3.5		
2 学校の特色	1 学校の特色が明確に示されているか	1 学校の特色が明確に示されているか	3.7	3.3	評価の観点・確認の事項	
		2 学校の特色が、学校の教育活動に反映しているか	2 学校の特色が、学校の教育活動に反映しているか			3.3
3 学校の将来展望	1 学校の将来展望が明確に示されているか	1 学校の将来展望が明確に示されているか	3.7	3.3	評価の観点・確認の事項	
		2 学校の将来展望が、学校の教育活動に反映しているか	2 学校の将来展望が、学校の教育活動に反映しているか			3.3
		3 学校の将来展望が、学校の教育活動に反映しているか	3 学校の将来展望が、学校の教育活動に反映しているか			3.3

JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P28-29

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び
根拠(エビデンス)の提出

2. 報告書などの書面調査

3. 調査委員から受審校へ
の事前質問

4. 訪問調査・報告

5. 最終評価報告書作成

6. 受審校による評価内容
確認と異議申し立て

✓ 自己評価報告書の根拠(エビデンス)となる資料

- 受審校の取組みや評価の根拠となるエビデンスを示すことは第三者が評価を行う上で非常に重要
- ホームページなどで情報公開している内容は除く
- 個人情報が含まれる、経営上書面など提出が困難なものは訪問調査時に確認

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準と自己評価エビデンスの例

I 自己点検評価に対する評価(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)	
NO.	エビデンス(根拠となる資料)の例
1	教育活動・経営・質保証
2	学校運営
3	教育活動
4	学習成果
5	学生生活
6	教育環境
7	学生の健康と安全
8	施設
9	設備等の保守
10	社会貢献・地域貢献
11	国際交流(申請に基いて)
II 職業実践専門課程認定要件適合評価	
1	職業実践専門課程の認定要件
III 国土交通省自動車整備士一級養成施設指定基準に基づく評価(分野別評価・機関評価に相当)	
1~9	教育活動・経営・質保証
	教育活動
	学習成果
	学生生活
	教育環境
	学生の健康と安全
	施設
	設備等の保守
IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)	
3	教育活動
4	学習成果
5	学生生活
6	教育環境
7	学生の健康と安全
8	施設
9	設備等の保守

JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P29-30

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び
根拠(エビデンス)の提出

2. 報告書などの書面調査

3. 調査委員から受審校への
事前質問

4. 訪問調査・報告

5. 最終評価報告書作成

6. 受審校による評価内容
確認と異議申し立て

✓ 書面調査

- 提出された自己点検評価の内容やエビデンスを
評価委員が確認

■ ピアレビュー方式

- JAMCA会員校で職業実践専門課程の認定
を受けている学校の協力により、調査委員を構
成
- 自動車専門学校の内容を知っている立場の者
が評価することで、説明内容やエビデンスの量を
抑制できる

■ 調査委員研修

- 通常学校教育の業務を担当している方が調査
を行うため、評価者としての研修を実施

JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P31

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び
根拠(エビデンス)の提出

2. 報告書などの書面調査

3. 調査委員から受審校への
事前質問

4. 訪問調査・報告

5. 最終評価報告書作成

6. 受審校による評価内容
確認と異議申し立て

✓ 事前質問の依頼

- 書面調査を行った上で、さらに確認が必要なものは
訪問調査前に事前質問を依頼

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価 事前質問依頼表

1 自己点検評価に対する評価 (機関評価に相当・部分的に分野別に実施)						
NO	大項目	NO	中項目(中項目)	中項目(中項目) 中項目(中項目)	事前質問事項	当日用意してほしい エビデンス・資料
1	教育課程・科目・教員体制	1	教育課程・科目・教員体制	教育・科目・教員体制が適切に設定されている。		
		2	学習指導要領	各科目の学習指導要領が適切に設定されている。		
		3	学習指導要領	各科目の学習指導要領が適切に設定されている。		
2	学習環境	1	施設設備・学習環境	施設設備が適切に設定されている。		
		2	施設設備	施設設備が適切に設定されている。		
		3	人財・学習環境	人財・学習環境が適切に設定されている。		
3	教員体制	1	教員体制	教員体制が適切に設定されている。		
		2	教員体制・評価制度	教員体制、評価制度が適切に設定されている。		
		3	教員体制・評価制度	教員体制、評価制度が適切に設定されている。		
		4	教員・評価制度の改善計画	教員・評価制度の改善計画が適切に設定されている。		
		5	教員・評価制度	教員・評価制度が適切に設定されている。		
4	学習成果	1	学習成果	学習成果が適切に設定されている。		
		2	教員・評価制度	教員・評価制度が適切に設定されている。		
		3	学習成果の改善計画	学習成果の改善計画が適切に設定されている。		

JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P31-32

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び根拠(エビデンス)の提出
2. 報告書などの書面調査
3. 調査委員から受審校への事前質問
- 4. 訪問調査・報告**
5. 最終評価報告書作成
6. 受審校による評価内容確認と異議申し立て

✓ 訪問調査の主な流れ

- ① 開会
 - ・ 調査委員の紹介、受審校より挨拶
 - ・ 調査委員より進め方の説明
- ② 受審校側より「JAMCA第三者評価項目」に沿った説明
 - ・ 4つの大項目及び中・小項目の概要説明
 - ・ 事前質問事項について詳細説明
 - ・ その他、委員からの質問に対する説明
- ③ 評価項目全体における質疑応答
 - ・ 委員から全体を通じた質問
 - ・ 委員からの質問に対する受審校からの説明
- ④ 校内視察
 - ・ 校舎内、教育環境・運営環境についての見学
 - ・ 第三者評価項目のエビデンスに関連する内容を確認
- ⑤ 終了・閉会



JAMCAにおける第三者評価の進め方

第三者評価
ガイドブック
P32

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び根拠(エビデンス)の提出
2. 報告書などの書面調査
3. 調査委員から受審校への事前質問
- 4. 訪問調査・報告**
5. 最終評価報告書作成
6. 受審校による評価内容確認と異議申し立て

✓ 調査報告書の提出

- ・ 訪問調査後に、調査委員はその結果を第三者評価委員会に作成・提出

I 自己点検評価に対する評価(機関評価に相当、部分的に合格に相当)							
NO	大項目	NO	申請項目(区分)	サブ NO	小項目(主な内容) 中-小項目	評価結果	主な確認資料・備考
1	教育課程・学習・教育環境	1	教育課程・学習・教育環境	1-1	1-1-1 理念・目的、教育方針が定められている。		
				1-1	1-1-2 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-3 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-4 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-5 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-6 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
2	学校運営	1	学校運営	1-1	1-1-1 学校内外関係者との連携が図られている。		
				1-1	1-1-2 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-3 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-4 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-5 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA
				1-1	1-1-6 教育課程は教育内容に開通する教育コースに適合している。		自・西・NA

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び
根拠(エビデンス)の提出

2. 報告書などの書面調査

3. 調査委員から受審校へ
の事前質問

4. 訪問調査・報告

5. 最終評価報告書作成

6. 受審校による評価内容
確認と異議申し立て

✓ 最終評価報告書の作成

- ・ 第三者評価委員会を開催し、調査委員から訪問調査の結果を報告
- ・ 第三者評価委員は、訪問調査報告書の内容をもとに詳細確認し、第三者評価を実施・報告書を作成

平成28年度 JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価 (評価結果)

学校名		平成 年 月 日	
第三者評価 結果			
sheet_A			
I 自己点検評価に対する評価(個別評価に相当・部分的に評価に相当)			
NO.	点検項目	評価結果	評価理由
1	1-1 評価項目	○	評価理由
	1-2 評価項目	○	評価理由
	1-3 評価項目	○	評価理由
	1-4 評価項目	○	評価理由
	1-5 評価項目	○	評価理由
	1-6 評価項目	○	評価理由
	1-7 評価項目	○	評価理由
	1-8 評価項目	○	評価理由
	1-9 評価項目	○	評価理由
	1-10 評価項目	○	評価理由
2	2-1 評価項目	○	評価理由
	2-2 評価項目	○	評価理由
	2-3 評価項目	○	評価理由
	2-4 評価項目	○	評価理由
	2-5 評価項目	○	評価理由
	2-6 評価項目	○	評価理由
	2-7 評価項目	○	評価理由
	2-8 評価項目	○	評価理由
	2-9 評価項目	○	評価理由
	2-10 評価項目	○	評価理由

■ 評価プロセス(工程)と内容

1. 自己評価報告書及び
根拠(エビデンス)の提出

2. 報告書などの書面調査

3. 調査委員から受審校へ
の事前質問

4. 訪問調査・報告

5. 最終評価報告書作成

6. 受審校による評価内容
確認と異議申し立て

✓ 異議申し立て

- ・ 第三者評価結果を確定する前に受審校は評価結果を確認
- ・ 異議があれば、「異議申し立てに対する審査委員会」に申し立てを行う

内部質保証への JAMCA会員校の取り組み

平成29年度文科事業訪問調査報告

東京工科自動車大学校

佐藤 康夫

1

1. 平成29年度事業計画の概要

(1) 事業の目的概要 (事業計画書より)

これまで3年間の事業実施により、自動車整備専門学校における職業実践専門課程及び第三者評価の目的・意義に対する各校の認識は深まり、今後の教育の質保証・向上への取り組みの基盤は整備されたものと考えられる。(認定35/50 70%)
今後は、各校において内部質保証の意味やそれを学内で精査するPDCAサイクル等について理解を深めることが不可欠である。

自立的な内部質保証システムの存在が必要となることを前提に、現行実施されている各校の特徴的な取り組みを調査しまとめを行う。

これによって第三者評価を普及・浸透させ長期的・継続的に実施する柱を整備し、さらに特徴的で効果的かつシンプルな第三者評価の実施に繋げる。

(2) 主な事業内容

①内部質保証への取り組み事例の現地調査の実施

- ・資格試験高合格率達成のための取り組み 新潟国際自動車大学校 10月16日
- ・複数校共通カリキュラムの運営管理の取り組み 日産京都自動車大学校 10月24日
- ・授業評価と履修管理の取り組み 東京工科自動車大学校 11月8日

②内部質保証システム構築の意義を伝える研修会実施の実施

- ・JAMCAにおける第三者評価と内部質保証の考え方を啓蒙する。 12月14日
- ・職業実践専門課程認定校のさらなる拡大。
- ・先行的取り組み事例を知ること、学内の教育の質向上及び特徴化に繋げる。

③JAMCA独自の第三者評価システム及び組織の検討

- ・他の分野(コンソーシアム連絡調整会議)との連携を考慮して進める。

2. 内部質保証の定義および訪問調査の内容

【JAMCAにおける内部質保証の定義(案)】

自動車整備士養成の教育機関において、自動車産業界や行政等のステークホルダーから求められている自学の諸活動が、必要な水準に達していることを自らの責任で保証するための教育プログラムの方針やシステムを言う。

【内部質保証システム】

上記で定義される内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組み。

【内部質保証についてのヒヤリング項目】

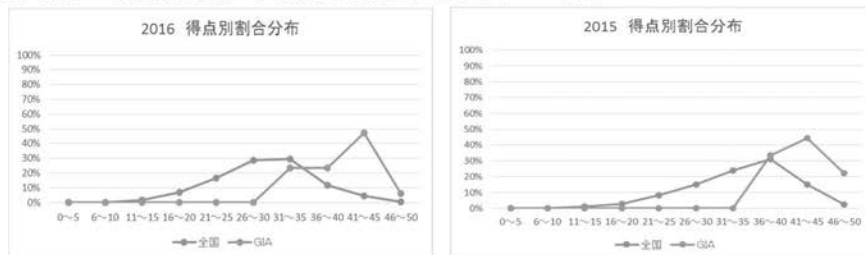
- ・目的または方針(学内でコンセンサスを取っているもの)について
- ・内部質保証システムに関わる規定(内規)について
- ・実施体制及び責任体制のしくみについて
- ・成果(学習成果等)の把握の仕方について
- ・定期的な見直しの仕方について
- ・自動車産業界や行政等のステークホルダーに関わる成果について
- ・その他

3

3. 新潟国際自動車大学校

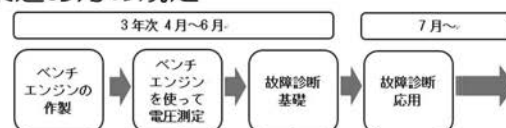
～資格試験高合格率達成のための取り組み～

●JAMCA統一模擬試験【1級筆記過去3年データ】



●1級授業カリキュラム作成や授業進め方の規定

①電気の基礎知識習得を徹底



②習熟度の把握と個人のフォローを実施

- ・「学科」教科書セクションごとに小テスト実施、70点未満フォロー
- ・「実習」課題100%習得（故障診断は不具合箇所特定まで）未達成をフォロー

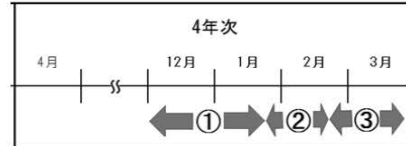
③モチベーション維持の教科を実施

- ・前向きな考え方、やり遂げる力を育成する教材活用。「実践行動学」

4

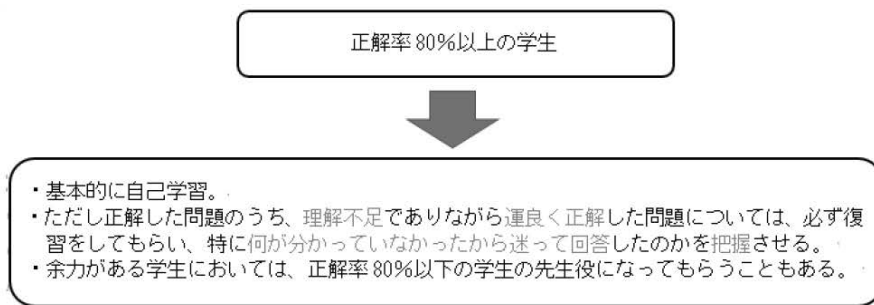
● 対策実施開始時期と内容

- ① 各セクションの模擬試験 中心
- ② 通し問題（過去問題＋JAMCA模試過去問題）の模擬試験 中心
- ③ 通し問題（改造問題）の模擬試験 中心
注）改造問題とは、過去問題を改造した問題。



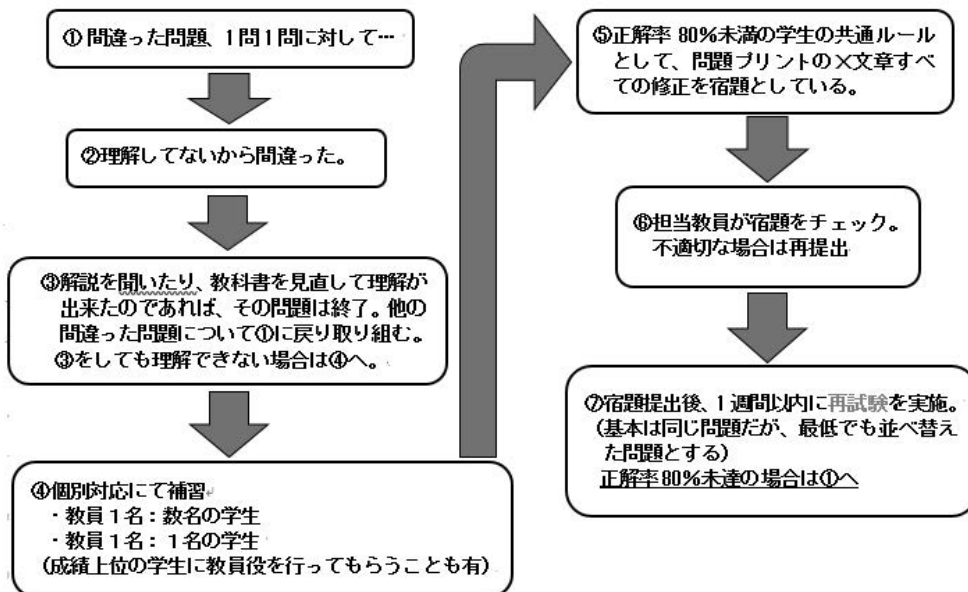
● 問題実施後の対応

5-2 各問題において、正解率が80%以上の学生の対応



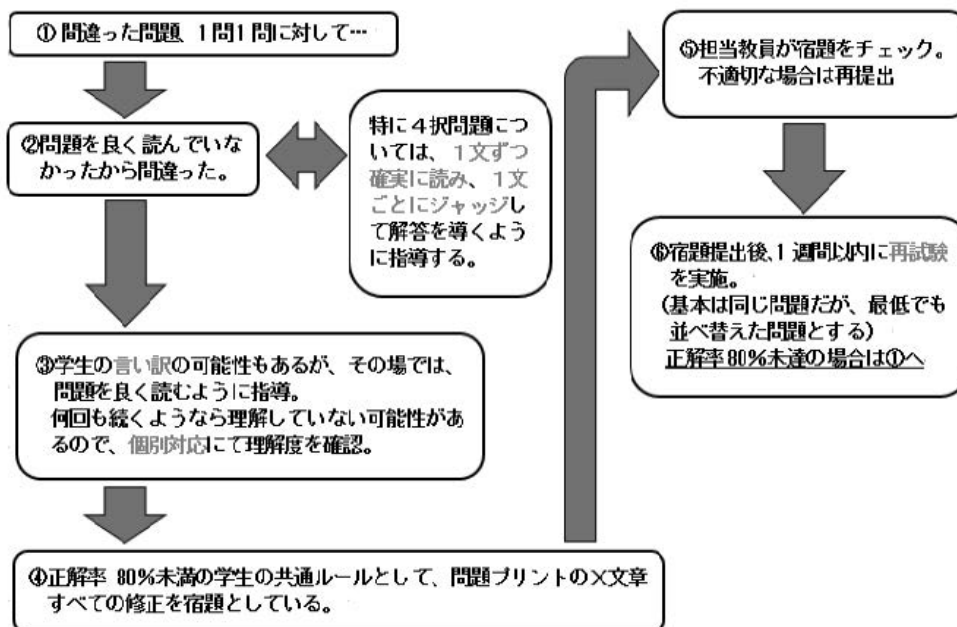
5-3 正解率80%未満の学生についてのフォローアップ①

◎理解していないから間違った場合の方法



5-4 正解率 80%未満の学生についてのフォローアップ②

◎良く読んでいなかったから間違った場合の方法



4. 日産京都自動車大学校

～複数校共通カリキュラムの運営管理の取り組み～

【学科】

(学科標準カリキュラム)

日整連のテキストを四半期ごとに区切り、教える項目と授業時間を定めたもの。

(学習のポイント) 国家試験の出題頻度を参考に、日産校で共通して教える内容を選出し、体系的に一覧表に整理したもの。

(学科期末試験) 四半期ごとに期末試験を実施。再試不合格の場合は、補習を行った上、判定試験を受験する。

(日産校統一試験)

「学科標準カリキュラム」「学習のポイント」にしたがって教えた内容の理解度を測るために、日産5校共通で半期ごとに行う試験。

※「標準カリキュラム」をベースに年間の授業計画を作成しており、試験範囲が揃う。

※低正答率の問題（理解度が低い項目）は、他校の授業内容、教材などをベンチマークし、自校の授業改善、補習に活かす。

【実習】

(実習標準プログラム)

日産3級整備士として求められる技術項目を基本に置き、合わせて国家2級資格取得に必要な知識の理解を補完する日産校共通のプログラム。

(実習期末試験)

四半期に4回の実習試験を実施。(約10日で1回の試験)

整備科(二級課程)合格基準は60%。工学科(一級課程)は70%。

(技術能力要件)

日産3級整備士取得に当たり、実務として習得しておかなければならない技術内容。法定点検や外部診断機(コンサルト)取り扱いなど17項目。

※この17項目は「実習標準プログラム」に織込まれ、合格基準は80%。

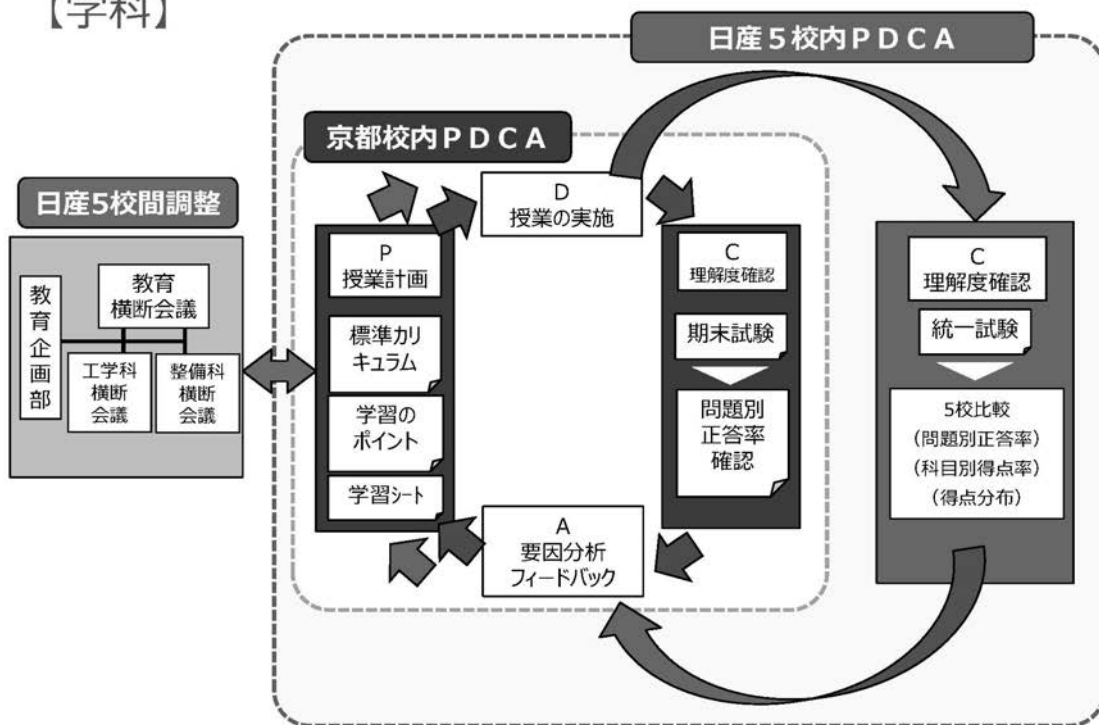
注) 日産整備士資格とは

日産販売会社で働く整備士が技術習得のためにチャレンジする資格。

1級から4級がある。他にエンジン、シャシ、電装の専門的な高度技術を測る「ハイテクマスター」資格、国家一級資格も要件とした「マスターテクニシャン」などの上級資格。

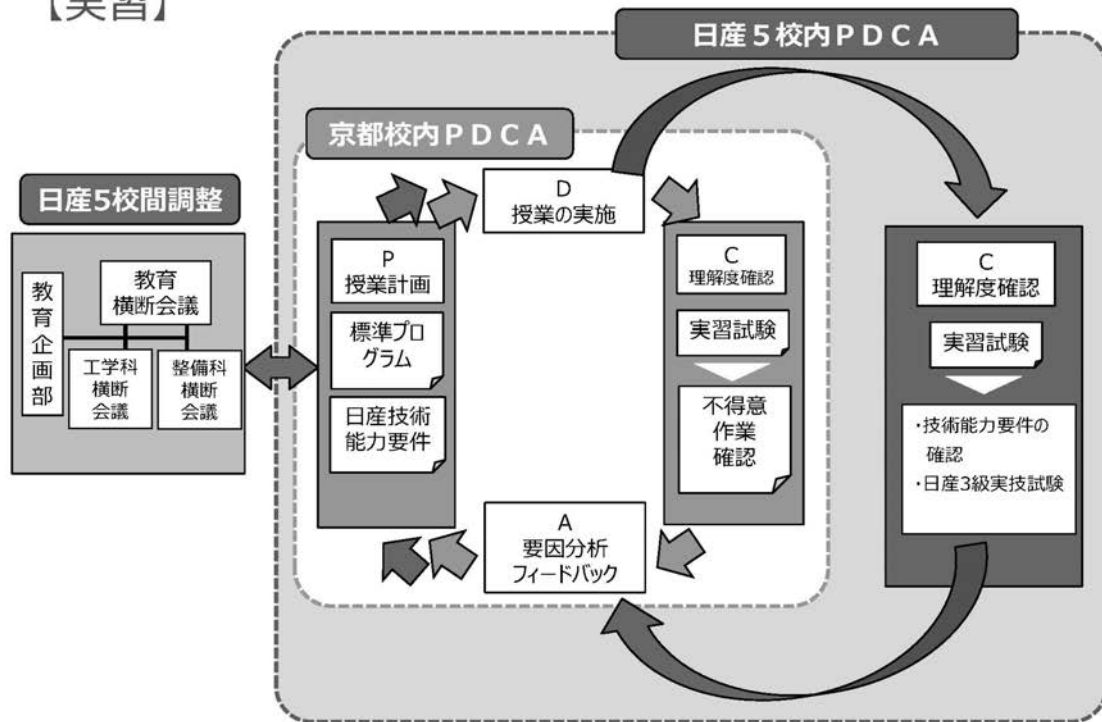
●教育カリキュラム(学科・実習)の成果(学習成果等)の把握と見直し

【学科】



●教育カリキュラム(学科・実習)の成果(学習成果等)の把握と見直し

【実習】



5. 東京工科自動車大学校
～授業評価と履修管理の取り組み～

◆授業の成否とは何か？

- ◆ 授業の成否は、一元的な指標だけで量れるものではない。
- ◆ 単純には履修判定試験の合格、進級や卒業、就職がその指標
- ◆ しかし、アウトプットの段階で成否が分かって、遅い
- ◆ アウトプットの成否を決める要素のプロセスを管理する。



① コマシラバス

科目名	自動車系	シラバス (概要)
科	101. 中野自動車整備科	エンジンで発生した動力は、クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、ファイナルギヤ、を介してタイヤに伝えられます。このような動力伝達は自動車の中でも大変重要な役割を担っています。この科目ではこれら動力伝達装置の中から、①クラッチの構造と作動、②トランスミッションの構造と作動、③クラッチ及びトランスミッションの整備方法について学びます。
年度	平成23	
学年	1年次	
期	3	
教科名	自動車整備	
科目名	動力伝達装置のしくみ	
単位	1	
履修時間	20	
回数	10	
必修・選択	必修	
実行分限	02.自動車整備	
履修形態	講義	評価方法
作成者	羽鳥 芳浩	筆記試験 100点満点中80点以上を合格とする。
教科書		

コマシラバス		コマシラバス		教科・教具
90分/コマ	コマのテーマ	項目	内容	
1	動力伝達装置の構造を知り、クラッチの必要性について考える	1. シラバスとの関係	この授業が始めるに当たり、まずは動力伝達装置全体の構造を見てからクラッチがなぜ必要なのかについて考えましょう	◆「三級シャシ」p15～p17
		2. コマ主題	クラッチの必要性	
		3. コマ主題項目	①動力伝達装置の構造 ②自動車の駆動方式について ③クラッチの目的 (必要性) ④クラッチの構造	
		4. コマ主題項目	①FR車を例にとりエンジンからタイヤまでのような装置があり、どのようにして動力が伝えられるのかについて触れる (1期「自動車の構造を知る」の復習) ②FR、FF、4WDの各駆動方式について紹介程度に触れておく ③内装機構の特徴に触れながらクラッチの必要性について説明する。	
		5. 次コマとの関係	クラッチの必要性についてよく期して次の駆動式クラッチの構造について学びましょう	
2	コイル・スプリング式クラッチ及びダイヤフラム式クラッチの作動について理解する	1. シラバスとの関係	クラッチ・カバーの構造を理解し、どのようにしてエンジンの回転の伝達を行うのか、クラッチの作動について学習します。	◆「三級シャシ」p17～21
		2. コマ主題	コイル・スプリング式及びダイヤフラム式クラッチの構造と作動について	
		3. コマ主題項目	①駆動式クラッチの原理 ②コイル・スプリング式クラッチのクラッチ・カバーの構造について ③ダイヤフラム式クラッチの構造について ④各クラッチ機構時の各部の動きと動力伝達について	
		4. コマ主題項目	①駆動力と駆動係数及び駆動力との関係について解説 (駆動力は駆動係数と駆動力に比例する) に触れておく ②コイルスプリング式クラッチのクラッチ・カバーの構造と作動について説明 ③コイルスプリング式クラッチのクラッチ・カバーの構造と作動について説明	

② 今日の授業シート・カルテ

教科名: 自動車整備 (05) 科目名: 動力伝達装置のしくみ 第 (5 / 5) 回 開講日 () 月 () 日		学年次第 5-1	教科名: 自動車整備 (05) 科目名: 動力伝達装置のしくみ 第 (5 / 5) 回 開講日 () 月 () 日	学年次第 5-2
講師名 三橋 健一		授業カルテ: タイヤ・ホイールの種類と構造		実時間 18分
今日の授業: タイヤ・ホイールの種類と構造				
●シラバス 自動車性能の著しい進歩と、道路の整備とあいまって、自動車は益々高速化されてきました。自動車の性能と密接な関係のあるタイヤは、ホイールと一体となって回転し、路面からの衝撃を吸収すると共に、制動力、駆動力および旋回時の遠心力を助け、路面とのグリップ力が基本的な役割です。走行装置として、大切な役割を担う要素として、基本的な事情と学びたいと思います。				
●今日の授業: タイヤ・ホイールの種類と構造		●キーポイント		
●ホイールの構造(Wheel車輪) <input type="checkbox"/> ① ホイールの基本構造 <input type="checkbox"/> ② ホイール各部の名称 <input type="checkbox"/> ③ ホイールの呼び <input type="checkbox"/> ④ ホイールの種類 <input type="checkbox"/> ⑤ リムの種類と規格(rim形式、ヘリ) ●タイヤの基礎知識(tire tyre) <input type="checkbox"/> ⑥ タイヤに要求される機能 <input type="checkbox"/> ⑦ タイヤ各部の構造 <input type="checkbox"/> ⑧ タイヤのトレッド・パターン(tread pattern 接地面模様) ●タイヤの諸元 <input type="checkbox"/> ⑨ 主要諸元 <input type="checkbox"/> ⑩ タイヤの呼び		<input type="checkbox"/> ① リム部がディスク型 <input type="checkbox"/> ② オフセット・PCDの意味 <input type="checkbox"/> ③ リム径、リム幅、フランジ形状 <input type="checkbox"/> ④ 鋼板製、軽合金製、ワイヤレスホーク <input type="checkbox"/> ⑤ JIS規格による分類 <input type="checkbox"/> ⑥ 材質、衝撃吸収、動力伝達等 <input type="checkbox"/> ⑦ ボム層、カーカス、ブレード、ビード <input type="checkbox"/> ⑧ リブ型、ラグ型、リブラグ型、ブロック型 <input type="checkbox"/> ⑨ 断面高、断面高さ、強度、偏平比等 <input type="checkbox"/> ⑩ ISの方式が主流		
●参照資料 <input type="checkbox"/> ① シャン構造Ⅱ p91 <input type="checkbox"/> ② シャン構造Ⅱ p92 <input type="checkbox"/> ③ シャン構造Ⅱ p93 <input type="checkbox"/> ④ シャン構造Ⅱ p93 <input type="checkbox"/> ⑤ シャン構造Ⅱ p94 <input type="checkbox"/> ⑥ シャン構造Ⅱ p98 <input type="checkbox"/> ⑦ シャン構造Ⅱ p99 <input type="checkbox"/> ⑧ シャン構造Ⅱ p101 <input type="checkbox"/> ⑨ シャン構造Ⅱ p102 <input type="checkbox"/> ⑩ シャン構造Ⅱ p109				
●授業コメント ホイールとタイヤの基礎的な知識を学習します。形状などによる分類、JISによる分類など規格面で統一されている部分があるのを留意し理解をお願いします。また、タイヤ交換、ホイール交換を行うときにはこのような基礎知識が無いと誤った選択を行います。実習では3期の車両検査実習で行います。				

③ AG評価システム

◆<AG評価>各項目の意味

入力する項目は、1時間（コマ）毎

- ◆ 出席状況
- ◆ カルテ点数
- ◆ 教員アンケート

補習実施者数		課題	評価
有効出席者数	18		
カルテ提出者数	18		
100点	6		
90点台	3		
80点台	6		
70点台	2		
60点台	1		
60点以下	0		
満点	100		
最低点	60		
カルテ平均	86		
標準偏差	12.08		
コマアンケート	75		
未提出者数	0		

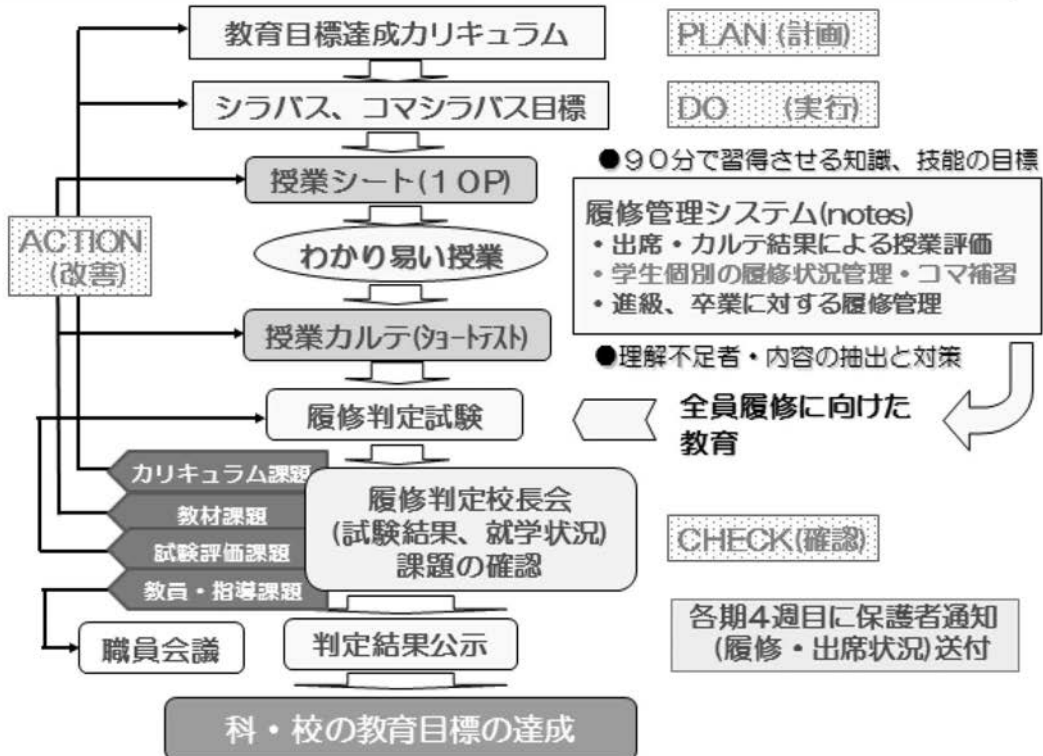
評価基準	ポイント
1)欠席率>5%	0
2)欠席率>10%	0
3)欠席率>15%	0
4)欠席率>20%	0
5)不合格者>5%	0
6)不合格者>10%	0
7)不合格者>20%	0
8)90点台>20%	0
9)70点>平均点>85点	1
10)カルテ率>75%	0
11)教員アンケート<80	0

教員アンケート	未提出者氏名	不合格点数:氏名
100	1)	1)
出席状況	2)	2)
欠席者数	3)	3)
遅刻者数	4)	4)
遅退者数	5)	5)
公欠者数	6)	6)
履修活動者数	7)	7)
欠席+遅刻	8)	8)
出席率	9)	9)
遅刻率	10)	10)

評価項目	備考
欠席率	5、10、15、20%を下回った場合にそれぞれ1点ずつ減点（計4点）
カルテ点数(1)	カルテ不合格者が5%、10%、20%を上回った場合に1点ずつ減点（計3点）
カルテ点数(2)	カルテ60点台人数が20%を上回った場合に1点減点
カルテ点数(3)	カルテの平均点のレンジ（幅）が70点～85点から外れた場合に1点減点
カルテ点数(4)	カルテの点数上位者と下位者の乖離率が75%を下回った場合に1点減点
教員自己評価	教員アンケートが80点未満の場合に1点減点。

15

教育目標達成のための履修システム(教育の質保証) P-D-C-A



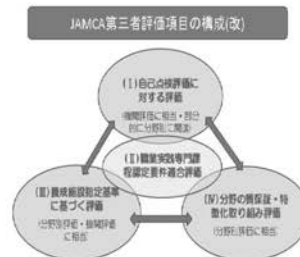
6. ヒヤリング項目まとめ

ヒヤリング項目と内容のまとめ			
h29訪問調査実施校	新潟国際自動車大学校	日産京都自動車大学校	東京工科大学
ヒヤリング項目/テーマ	資格試験合格率達成のための取り組み	複数校共通カリキュラムの運営管理の取り組み	授業評価と履修管理の取り組み
・目的または方針(学内でコンセンサスを取っているもの)について	資格合格に向けた、授業の運営方針が存在し、展開・共有されている。	全国5校の「学科」「実習」「人間性・社会性」各教育の共通方針が存在し、共有されている。	「建学の精神」「Koyamaway」等の教職員の共通認識により授業運営の向上を目標とする。
・内部保証システムに関わる規定(内規)について	資格対策授業の仕組み、科目合格基準が設定され、展開・共有されている。	「学科」「実習」それぞれに共通の標準カリキュラムおよび評価基準が定められている。	授業の「目標と評価」を重要課題とし、コマシラバス作成とコマ毎の履修管理等のシステム構築
・実施体制及び責任体制のしくみについて	資格対策授業運営の組織と担当内容・責任体制が決められている。	5校全体の中に教育企画部を設け、そこを主軸として各課の横断会議にて調整され運営を実施。	授業担当から校長まで、履修に関わる役割と責任を明確化し、期毎成績結果は校長会で確認される。
・成果(学習成果等)の把握の仕方について	複数回の模擬試験実施により、個別(学生)課題、全体(課題)課題を把握し、対応。	履修試験の他に、5校統一試験を実施。結果を学校別、増設別に分析し、各校及び全体の成長と課題の把握につなげる。	学生個々の授業カルテによる預き発見とその早期フォロー実施、授業評価システムが基本。
・定期的な見直しの仕方について	学生の弱点課題および最新課題とを合わせ改題課題を作成し、タイムリーに活用。	データによる要因分析、授業内容、教員スキル等の課題を見つめ、教育改善、教員研修へつなげる。	期毎の履修判定試験結果から、授業内容、教材、教員スキル等の課題を見つめ、教育改善につなげる。
・自動車業界や行政等のステークホルダーに関わる成果について	資格合格者の業界への輩出は見える化が可能であるが、業界側の評価測定は今後の課題。	資格合格、試験は達成。就職先の版社へアンケート実施、その評価がフィードバックされている。	自己点検評価により年度ごとの履修管理結果について評価報告。学校関係者の評価にも反映。
・その他		・日産社内整備士資格制度に設定された技術・知識スキルとの整合 ・教員のインストラクション研修、コーチング研修等の実施	17

7. 第三者評価における内部質保証の必要性について

(1) JAMCA第三者評価項目と観点

- (I) 文科省および私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づき実施された各校の自己評価内容について第三者として客観的に評価を行う。(機関評価・一部分野別評価)
- (II) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。(機関評価)
- (III) 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価。(分野別機関評価)
- (IV) 自動車整備士分野の教育の質保証・特教化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価)
※職業教育における「内部質保証および成果向上」の取り組みについてその価値を評価。
⇒公表により全体の教育力・質向上に繋げる



(2) 内部質保証への取り組みの必要性について

- (I) 自校の教育の質向上に向け教職員全体で取り組み、PDCAサイクルを回すことができる。
- (II) 教育に対する取り組みについて入学者に安心感を与え、募集に対する特徴づけとなる。
- (III) 取り組みの見える化により、自己点検評価および第三者評価等のエビデンスとなる。
- (IV) 自動車分野の特徴である特定の業種への就職から、企業側からの評価や協力も期待できる。

特徴ある第三者評価、特徴ある分野別評価へ

アンケート調査にご協力をお願いします（無記名）

第三者評価・内部質保証等研修会に参加して

質問 1 第三者評価 ・内部質保証について目的・必要性や受審等に関して理解できましたか？

- ① はい
- ② いいえ 理由（ ）
- ③ どちらとも言えない 理由（ ）

質問 2 今後「第三者評価」をできれば受審したいとお考えですか？

- ① はい
- ② いいえ
- ③ どちらとも言えない 理由（ ）

質問 3 質問 2 で「いいえ」と回答した学校は、その理由を選択してください（複数選択可）

- ① 学校関係者評価を実施すれば十分である
- ② 費用が掛かる
- ③ 法令や規程で定められていない
- ④ 日常業務への負担が大きい
- ⑤ 学校評価報告書が第三者評価を受けるレベルに達していない
- ⑥ 校内でのコンセンサスがとれていない
- ⑦ その他（ ）

質問 4 「第三者評価」を受審した場合、どのような効果を期待しますか？（複数選択可）

- ① 学校認知度の向上
- ② 教職員の資質向上
- ③ 教育レベルの向上
- ④ ステークホルダー（利害関係者）の評価向上
- ⑤ その他（ ）

質問 5 「第三者評価」の評価項目として卒業生像が重要な要因になると思われますが、自動車整備士養成の学校として必要と思われる卒業生像を挙げてください（複数選択可）

- ① 自動車整備の安全作業ができる
- ② 工学的思考能力を有する
- ③ コミュニケーション能力を有する
- ④ 問題解決能力を有する
- ⑤ 顧客対応能力を有する
- ⑥ 資格相当に準じた技術力を有する
- ⑦ その他（ ）

質問 6 今回参加されました属性を教えてください

- ① JAMCA 会員校
- ② 一種養成施設(高校・専門学校)など
- ③ その他

質問 7 その他 このアンケート全般に関するご意見、ご感想がありましたら記述してください

3. 第三者評価・内部質保証等研修会に関するアンケート調査結果と解説

対象：自動車大学校・整備専門学校

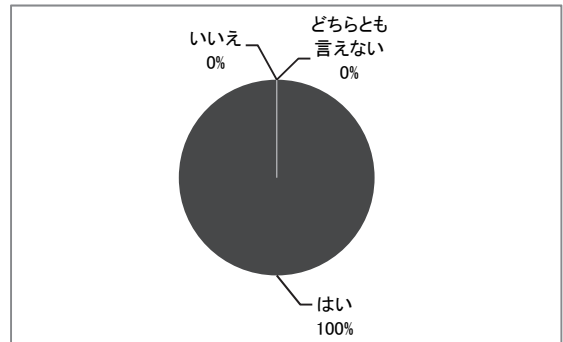
期間：2017年12月15日

回収枚数：44名（参加者54名）

3.1 アンケート調査結果

質問1 第三者評価・内部質保証について目的・必要性や受審等に関して理解できましたか？

- | | |
|-------------|-----|
| ① はい | 44名 |
| ② いいえ | 0名 |
| ③ どちらとも言えない | 0名 |

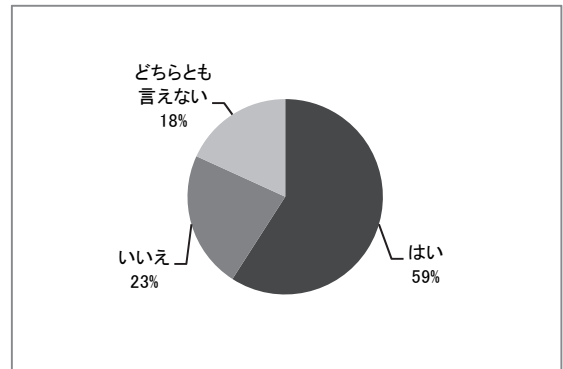


質問2 今後「第三者評価」をできれば受審したいとお考えですか？

- | | |
|-------------|-----|
| ① はい | 26名 |
| ② いいえ | 10名 |
| ③ どちらとも言えない | 8名 |

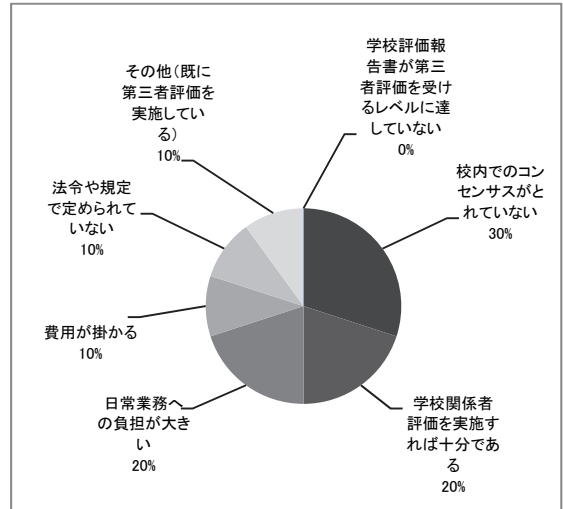
【理由】

- ・経営トップがさほど乗り気でない
- ・準備ができていない 2名
- ・検討中 2名（どこへ依頼するか、費用など）
- ・他分野の学科と同時に行いたい
- ・実施されれば、いずれ公表という流れになり、小さい学校は設備・人材面でも限りがあり、出来ることと出来ないことがある。（学校規模の差が広がる）



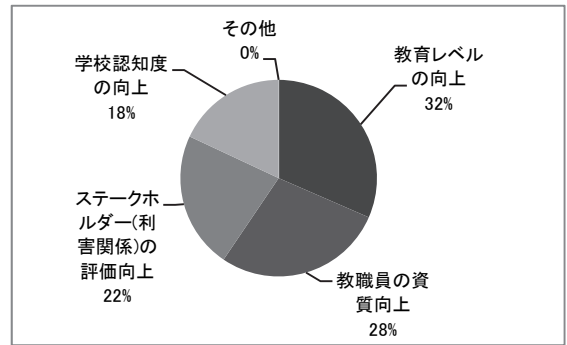
質問3 質問2で「いいえ」と回答した学校は、その理由を選択してください(複数選択可)

- ① 学校関係者評価を実施すれば十分である 2名
- ② 費用が掛かる 1名
- ③ 法令や規定で定められていない 1名
- ④ 日常業務への負担が大きい 2名
- ⑤ 学校評価報告書が第三者評価を受けるレベルに達していない 0名
- ⑥ 校内でのコンセンサスがとれていない 3名
- ⑦ その他(既に第三者評価を実施している) 1名



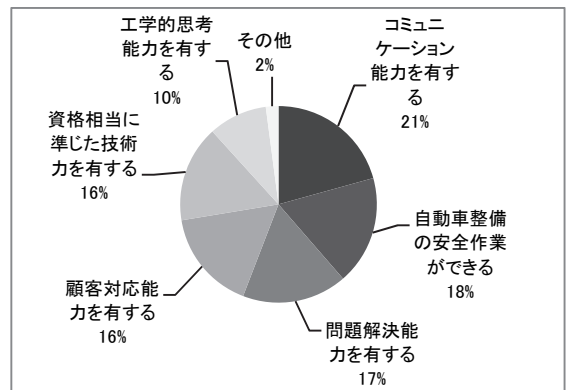
質問4 「第三者評価」を受審した場合、どのような効果を期待しますか?(複数選択可)

- ① 学校認知度の向上 20名
- ② 教職員の資質向上 31名
- ③ 教育レベルの向上 35名
- ④ ステークホルダー(利害関係)の評価向上 25名
- ⑤ その他() 0名



質問5 「第三者評価」の評価項目として卒業生像が重要な要因になると思われますが、自動車整備士養成の学校として必要と思われる卒業生像を挙げてください(複数選択可)

- ① 自動車整備の安全作業ができる 26名
- ② 工学的思考能力を有する 14名
- ③ コミュニケーション能力を有する 30名
- ④ 問題解決能力を有する 25名
- ⑤ 顧客対応能力を有する 24名
- ⑥ 資格相当に準じた技術力を有する 23名
- ⑦ その他 3名



【理由】

- ・整備事業を通じて社会貢献すると共に、後進育成にあたることのできる人材
- ・正確で速い作業
- ・向上心

質問6 今回参加されました属性を教えてください

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① JAMCA 会員校 | 32 名（出席 38 名）委員を除く |
| ② 1 種養成施設（高校・専門学校）など | 12 名（出席 12 名） |
| ③ その他（コンソーシアム関係） | 0 名（出席 3 名） |

質問7 アンケート全般に関するご意見、ご感想がありましたら記述してください

（類似意見等はまとめてあります）

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ・大変勉強になり参考になった | 6 名 |
| ・実践的なプレゼンテーションが多く理解しやすかった | 2 名 |
| ・自校の取り組み強化を図って行かなければと感じた | 3 名 |
| ・内部質保証への意識が高まり貴重な研修会だった | 5 名 |
| ・学校に戻り質保証についての理解を浸透させたい | 2 名 |
| ・整備士の社会的有用性を社会が（若者）認識される努力が必要である、この点で第三者評価と言うより質の向上が実行されることが重要、全体的な取り組みが大切と感じた | 1 名 |
| ・自校の立ち位置を再確認することができた | 1 名 |
| ・文科省の将来的な考え方の中で専門学校の職業実践専門課程の社会における認知度を高めるものとし、第三者評価の実施が盛り込まれており早急に学校として対応が求められる。なお、PDCA サイクルの実施の重要性が問われている | 1 名 |

3.2 受講者アンケート結果総評

まず、参加者全員が第三者評価の目的や必要性を理解した有意義な研修会であった。また、その流れで受審も検討している学校も多く全般的に自らの学校をより良い学校にとの前向きな姿勢や意欲が伝わってきた。

但し、一部の学校においては諸問題も抱えているので実施するまでには多少の時間を要すると思うが、是非、前向きに捉え積極的に内部質保証への取り組みを期待する。

第 5 章 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動 について

1. 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の背景
2. 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の目的と内容

第5章 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動について

1. 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の背景

これまで3年間の事業実施により、自動車整備専門学校における職業実践専門課程及び第三者評価の目的・意義に対する各校の認識は深まり、今後の教育の質保証・向上への取り組みの基盤は整備されてきていると考えられる。この成果を踏まえ今後さらに第三者評価の普及・浸透を図るためにはJAMCAの考える第三者評価についての理解を深める必要がある。

また、それとともに整備専門学校が教育の質を高め、教育を受けた卒業生がその成果を社会で評価されていることを正しく見極められる特徴ある第三者評価項目と体制を作り上げることが重要と考える。

我々は、今までの事業を通して次に挙げるような、JAMCAとしての特徴ある第三者評価の内容を作成した。

1.1 JAMCAとしての第三者評価の考え方

① JAMCAにおける第三者評価の目的

- 1) 学校の取り組みや工夫に対して評価を受けその結果を公表することで、受審校の教育の質が保証されるとともに、人材育成に対する信頼を高める。
- 2) 高校生・保護者・就職先企業等のステーク・ホルダーとなる人々に説明責任を果たし、高等教育機関としての信頼の獲得、自動車整備専門学校・自動車大学校の社会的地位を確保することにつなげる。
- 3) 学校運営・教育活動の質・水準・内容を明確にし、学生・保護者の自動車整備専門学校・自動車大学校への進学を選択、高等学校における進路指導などにおいて利便性を向上させる。

また、この事業を通して第三者評価項目を国土交通省からの指定を受けている教育機関という整備専門学校としての特徴的な内容とするとともに文部科学省より示された下記の専門学校における第三者評価の観点を含めた内容としている。

② 第三者評価の観点(文部科学省が示す方向性)

- 1) 設置基準等 専修学校設置基準等に適合していることを認定。
 - ・教員資格、教員数・授業時間数・校地校舎の面積、設備
- 2) 職業実践専門課程認定要件 職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。
 - ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
 - ・企業等と連携した実習・演習等の実施

- ・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
 - ・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
 - ・ホームページにおける情報提供
- 3) 学習成果等 職業実践専門課程が目的・目標に設定している学習成果等が達成できているかどうかを評価。
- ・認定要件に係る教育内容等
各認定要件に係る学校の教育内容等(教員組織、教育 課程、施設及び設備等)が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。
- 4) 内部質保証
- ・機関内部の質保証の取り組みや手続きを整備し、それが機能しているかどうかを評価。
 - ・各評価(評価項目・評価手法・根拠資料)の充実につながることを期待。
 - ・目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。

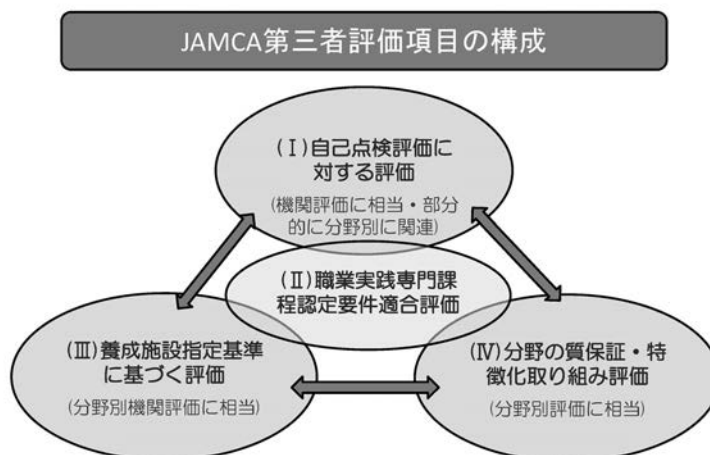
JAMCA の第三者評価の項目は、従来大学等で実施されている機関別評価に加え、専門分野ごとの教育成果として、それぞれの分野に貢献し活躍できる若者を輩出している特徴ある取り組みやそのシステム、その裏付けとなる根拠等を実践しているシステムを目的にして下記のような考え方で整理されている。

③ 第三者評価の留意点(国土交通省の定期監査等)

- 1) 自動車整備専門学校・自動車大学校は国土交通省が所管である「自動車整備士養成施設の指定等の基準について」に基づき、教育内容、教育のための設備及び教員の要件等が定められている。さらに、この要件が常に満足しているかを国自らの監査により確認されている。これらは、自動車整備士養成機関としての第三者評価に該当するものとして、独立した評価項目とする。
- 2) 自己点検評価項目は、学校として基本的に必要な項目を網羅的に表現しており、その中に分野別専門教育に関わる内容を混在させることは、評価の仕方が難しくなる。項目を分けた評価内容とする。
- 3) 職業教育における教育の質保証や教育の成果向上についても網羅的な項目で一律に評価すべきものではなく、それこそが各学校が努力し公表してゆくべきものであるという観点から、別項目として自己評価として別途表現することとする。

1.2 JAMCA における第三者評価項目の構成

前述のような考え方から、JAMCA の実施する第三者評価の基本構成は、文部科学省から示された観点の「職業実践専門課程認定要件」を加え、4 つの大きな柱を中心に置き、そこから評価項目を構成することとした。



- (I) 文部科学省及び私立学校等評価研究機構等の自己点検評価項目に基づく各校の自己評価について、評価内容及びそのエビデンスについて第三者として客観的に評価を行う。(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)

各校の独自フォーマットで実施されている自己点検評価について、基本的にはそのフォームを踏襲し、自己評価のエビデンス(根拠)を加えて評価報告書を提出して、それを第三者として評価する。校ごとの特徴や工夫そしてその成果については、下記(III)の分野別評価の項目と関連してくるが、特化して表現しその評価を行うこととする。

- (II) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。

下記項目に対し、資料等で実施状況を確認し評価する。

- ・教育課程編成委員会の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ホームページにおける情報提供

(Ⅲ) 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別機関評価・分野別評価に相当)

国土交通省の定期監査は、自動車業界で活躍する高度な技術者としての自動車整備士養成を目的に定められた指定基準に対する適合を、学校への実地調査形式で評価・監査する。教材や教室・実習場等の教育環境や主な教育項目とその教育時間、教育する教員の資格など多岐に亘る項目で行われる。約3年ごとの定期的な監査の受審により、そのレベルに満たない場合は教育施設として取り消しを受けることになるため、国からの法的な質保証がされている評価と言える。受審校の定期監査実施報告を確認することにより、自動車整備分野の基準達成内容を評価できる。

※整備士の人材教育に向け基準を満たしていることのエビデンスを資料で提示。

●定期監査報告書 ●実績報告 ●変更届 等

(Ⅳ) 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)

一般的な学校全体の運営や教育活動等に関わる評価項目に加え、業界が求める人材養成(職業教育)を行っていることのエビデンスについて、その取り組みと成果を評価の項目とし、その内容について第三者評価を行う。

職業教育における「内部質保証及び成果向上」の取り組みについてその価値を評価するものとなる。

- ・国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・教育の質保証、質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
- ・その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

1.3 JAMCA 第三者評価項目の分類と評価の仕方

4つの大きな柱からなる第三者評価項目は、基本的に大項目と中項目に整理し、大項目に対する評価記述と、中項目ごとの評価記述及び「可・否」の判定をすることとした。なお、(Ⅱ)の職業実践専門課程の認定評価の項目については、文部科学省の「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」に基づき構成し、さらに(Ⅲ)国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価及び(Ⅳ)自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価については、大項目の番号で(Ⅰ)自己点検評価項目に基づく評価の項目と対照することで、全体評価における当該部門の位置付けが明らかとなるよう配慮している。

1.4 JAMCA における第三者評価項目の見直し

第三者評価の評価項目は、4 つの柱から構成された区分ごとに、大項目及び中項目が定められた。

なお、平成 27 年度の実証実験を通して自己点検評価項目に機関評価の項目と、評価の観点やそれを裏付けるエビデンスに重複する部分が多くあったことが明らかとなり、受審校がそれぞれの評価を整理しエビデンスを示すのに労力を必要とするため、平成 28 年度事業ではさらにシンプルな評価項目を目指し改訂が加えられた。

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表(H28改訂項目)

I 自己点検評価に対する評価(機関評価に相当・部分的に分野別に関連)				
NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	小項目(注:内容) (H28改)
1	教育理念・目的・育成人材像	1	教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか。
		2	学校の特徴	育成人材像は専門分野に関連する業界ニーズに適合しているか。
		3	学校の将来構想	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を掲げているか。
2	学校運営	1	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか。
		2	運営組織	設置法人は組織運営を適切に行っているか。
		3	人事・給与制度	人事・給与に関する制度を整備しているか。
3	教育活動	1	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。
		2	教育方法・評価等	教育目的、目標に沿った教育課程を編成しているか。
		3	成績評価・単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。
		4	資格・免許の取得の指導体制	目標とする資格・免許は教育課程上で明確に位置付けているか。
		5	教員・教員組織	資格・要件を満たした教員を確保しているか。
4	学修成果	1	就職率	就職率の向上が図られているか。
		2	資格・免許の取得率	資格・免許取得率の向上が図られているか。
		3	卒業生の社会的評価	卒業生の社会的評価を把握しているか。
5	学生支援	1	就職指導	就職指導に関する支援組織体制を整備しているか。
		2	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか。
		3	学生相談	学生相談に対する体制を整備しているか。
		4	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。
		5	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか。
6	教育環境	1	卒業生・社会人	卒業生への支援体制を構築しているか。
		2	施設・設備等	教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。
		3	学外実習等	学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。
7	学生の養育と受け入れ	1	学生養育活動	学生養育を適切かつ効果的に行っているか。
		2	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。
		3	学研会	経費内訳に対応し、学研会を昇進しているか。
8	財務	1	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。
		2	予算・収支計画	教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。
		3	監査	私立学校法及び寄付行為に基づき適切に監査を行っているか。
		4	財務情報の公開	私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。
9	法令等の遵守	1	関係法令・設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか。
		2	職業実践専門課程の認定要件	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか。
		3	個人情報保護	学校が保有する個人情報保護に関する対策を策定しているか。
		4	学校評価	自己点検評価、学校関係者評価を適切に行っているか。
		5	教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。
10	社会貢献・地域貢献	1	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか。
		2	ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。
11	国際交流(必要に応じて)	1		
II 職業実践専門課程認定要件適合評価				
NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	小項目(注:内容) (H28改)
1	職業実践専門課程の認定要件	1	教育課程編成委員会	委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
		2	企業連携(教育)	企業等と連携した実習・演習等の実施
		3	企業連携(FD)	企業等と連携した組織的な教員研修の実施
		4	学校関係者評価	学校関係者評価の実施・公表
		5	情報公開	ホームページにおける情報提供
III 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別評価・機関評価に相当)				
NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	小項目(注:内容) (H28改)
1	教育理念・目的・育成人材像	1	道路運送車両法 第1条	道路運送車両法 第1条に基づき自動車整備士の養成を目的としているか。
2	学校運営	1	2. 学則又は規則及び細則	
			(1)課程の名称	
			(2)定員	
			(3)修業の年限又は入学時期及び卒業時期	
			(4)入学資格	
			(5)休日及び休業	
			(6)始業、終業時間及び1教育単位の時間	
			(7)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位)	
(8)成績判定基準(出席日数及び合格点等)				
3	教育活動	1	6. 教育科目別時間配分表	道路運送車両法 部長 業務取扱指導 別表「添付書類一覽」添付書類6、7. に基づき教育内容で運営され、国土交通省の定期監査によって承認されているか。
			7. 教育計画表	部長 業務取扱指導 別表「添付書類一覽」添付書類 7. の基準に基づく教育内容で教育計画表(二級課程及び一級課程)を作成し、それによって承認され国土交通省の定期監査によって承認されているか。
			(9)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位)	部長 業務取扱指導第4 養成施設の報告の基準に基づき教育実践が年度報告され、国土交通省の定期監査によって承認を受けているか。
			(11)成績判定基準(出席日数及び合格点等)	部長 業務取扱指導 別表「添付書類一覽」添付書類4、5に基づき教育の資格および配置により運営し、国土交通省の定期監査によって承認されているか。
4	学修成果	1	養成施設の報告書	部長 業務取扱指導第4 養成施設の報告の基準に基づき養成施設報告書が年度報告され、国土交通省の定期監査によって承認を受けているか。
6	教育環境	1	必要設備等一覽表	部長 業務取扱指導 教達、必要設備等一覽表の基準に基づき添付され、国土交通省の定期監査によって承認を受けているか。
9	法令等の遵守	1	道路運送車両法	道路運送車両法の一種養成施設設置基準に基づく学校運営を行っているか。
IV 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)				
NO.	大項目	NO.	中項目(H28改)	小項目(注:内容) (H28改)
3	教育活動	1		教員の専門性向上、教育方向上に向けた特徴ある取り組みや成果
		2		教育の質保証、質向上に向けた教育内容やシステムにおける特徴ある取り組みや成果
4	学修成果	1		国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
		2		就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
0	全般	1		その他学校としての特長すべき特徴ある取り組みや成果

2. 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の目的と内容

2.1 第三者評価・内部質保証等検討委員会活動の目的

今後第三者評価を普及・浸透させ長期的・継続的に実施するためには、子細な評価項目に対する個々の取り組み・成果を報告するのではなく、学校としての自立的な内部質保証に対するシステムの存在が必要であり、それを作り上げることが効果的かつシンプルな第三者評価の実施へとつながると考えられる。

各校においては内部質保証の意味やそれを学内で精査する PDCA サイクル等についての理解を深めることが不可欠であり、今年度事業では体系的で継続性のある内部質保証の認識を深め第三者評価受審に向けての体制を前進させることを目的とした。

① 内部質保証検討の必要性

JAMCA における第三者評価は、評価に関わる運営面でのコスト低減及び受審校側のエビデンスを揃える際の評価準備作業の軽減等を目的とし、会員校メンバーの相互協力による評価員が構成するピアレビュー（査読＝評価・検証）方式を考えている。

過去の実証実験の結果から、実際の評価時には評価員によるばらつきが発生しやすい。その弊害を避けるために、評価要領の作成等により評価基準・評価項目適用の均質化を図り、評価をより公平で納得性のあるものとする必要がある。過去 3 年間の経験・実績を生かし、ピアレビューを実施する際の評価のばらつきを極力少なくし統一化し、評価の質の向上を図ることとしたい。

第三者評価の対象となる学校の質向上・レベルアップを図りスムーズな第三者評価を実施するためには、子細な評価項目に対し、現状の結果やそのエビデンスを公開するだけでなく、各校が PDCA サイクル等を確立し内部質保証システムの構築を目指すことが重要であり、このサイクルが確立され実際に運用が適正に行なわれる体制が構築されていれば、個別の評価項目は評価対象の学校として十分に改善する体制が確立されていると推定される。したがって、そのシステムの存在と効果的な運用や成果を確認することで評価を行い、よりシンプルな第三者評価を目指す。

② 内部質保証の考え方の検討

特徴ある第三者評価とするために内部質保証に注目しているのは、従来から一般的に実施されている機関別評価に加え、職業に直結した教育機関である専門学校として注目される分野別の評価の位置付けをさらに明確にする目的もある。

特に、教育を受けた卒業生が自動車業界という特定の業界に就職する我々の学校群においては、企業や社会から中核的な技術者を求めるとの具体的なニーズがあり、その期待に応える教育やシステムの存在及び送り出した人材の社会

的評価を受け、これを受けてのさらなる改善等その質向上に磨きをかけられる立場にあることが大きな特徴である。

しかし、分野別評価や内部質保証についての考え方について、専門学校として確立されたものが無いため、この委員会では先ず大学における教育の質保証に対する考え方を参考として、それを基に我々の考える内部質保証に対する独自の考え方を整理し、共有すべき指針（定義）及び評価のポイント等を検討した。

2.2 教育の質保証及び内部質保証についての考え方

1) 大学教育における質保証に関する考え方

大学における第三者評価は、学士を与える上での教育内容及び学校運営を含めた教育体制を評価するいわゆる機関別評価が中心となっている。

科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職人材養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職人材の養成に目的を特化した課程として平成 15 年よりスタートした専門職大学院においては、その後第三者評価を確立するため分野別評価の考え方も加わり、平成 24 年中央教育審議会より「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」が出された。その中の資料として「大学教育の質保証に関する参考資料」があり、その中の評価項目、基準等について抜粋したものを掲載する。

平成 31 年よりスタートすることが決まっている専門職大学の第三者評価についても俄かに分野別評価の在り方について急速に議論がされ始めている段階において、内部質保証については、学内の教育内容の質向上における PDCA が自律的に運営されているか否かを問うものとなっている。

●大学教育の質保証に関する参考資料(抜粋)

www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目			
○細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ○連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律			
	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適格認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	
評価体制	大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	
		法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)	

学修成果に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p>	<p>教育内容・方法・成果</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p>	<p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B 教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>I-B-3 教育の質を保证している。</p> <p>基準II 教育課程と学生支援</p> <p>II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>成果</p> <p><点検・評価項目></p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p><点検・評価項目></p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 学位授与基準、学位授与手続きの適切性 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（根拠資料例：履修要綱、学位論文審査基準） 	<p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発（根拠資料例：教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料）</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック（根拠資料例：教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料）</p>	<p>基準 I-B-1</p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>基準 I-B-3</p> <p>(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>基準 II-A-4</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で達成可能である。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。</p>

内部質保証に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p>	<p>内部質保証</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保证する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準4 自己点検・評価</p> <p>4-1 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-2 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-3 自己点検・評価の有効性</p>	<p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-C 自己点検・評価</p> <p>I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保证するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>(1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 	<p>【評価の視点】</p> <p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性</p>	<p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p>

さらに、特に「内部質保証システム」については、大学評価・学位授与機構の林氏による下記の報告を参考にし、内部質保証の内容を評価する上での具体的な観点・項目などを参考とした。

●教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン（案）

（大学評価・学位授与機構 内部質保証システムの構造・人材・知識基盤の開発に関する研究会 2013 抜粋）

www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/no13_20130321_gaidorain_6.pdf

内部質保証システムの構造・人材・知識
基盤の開発に関する研究会 報告

教育の内部質保証システム 構築に関するガイドライン(案)

林 隆之
（大学評価・学位授与機構）

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 

2. 「内部質保証システム」の定義

- 「内部質保証」
 - 「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証すること」
(大学評価・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第三版』)
- 「内部質保証システム」
 - 上記で定義される内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組み

3. 内部質保証システムと機関別認証評価との関係

- 各大学が独自性のもと、絶えず教育内容や方法を進化させるため、大学自身による質保証・向上が基本
- 内部質保証システムが十分に整備されていれば、「内部質保証システムの有効性」の確認のみに焦点をおくオーディット型外部質保証もありうる
- しかし、現在の日本の外部質保証は、内部質保証の中で確認することが求められる内容も包括的に含んだ基準構成
 - 大学は内部質保証システムの整備を進めつつ、「大学評価基準」などを踏まえて点検・評価作業を行い、その結果をとりまとめることによって、機関別認証評価の自己評価書を作成
 - 中でも、個々の教育プログラムを単位とする内部質保証・向上が必要

4. 内部質保証システムを構成する8要素

- (1) 内部質保証に関する全学の方針・責任体制
- (2) 教育プログラムの承認・定期的点検・改善
- (3) 教職員の点検・能力開発
- (4) 学習環境や学生支援の点検・改善
- (5) 大学や部局の教育に関する目的・目標に対する点検・改善
- (6) 質保証への学生や外部者の関与
- (7) 教育に関する情報の収集・分析
- (8) 教育情報等の公表

2) 専修学校における質保証についての考え方

次に文部科学省による「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業で、特定非営利活動法人私立学校評価研究機構主催の各専門分野コンソーシアムの連絡調整会議において、顧問の川口昭彦氏(専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授)から示された「専修学校教育の質保証と第三者評価について」の内容を抜粋したものを下記に示す。

これらの内容は、「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」での報告を基に、専門学校での第三者評価実施に対して、その方向性を示していただいたものである。

●専修学校教育の質保証と 第三者評価について

(これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議 資料 抜粋)

www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/034/shiryo/

専修学校教育の質保証と 第三者評価について

川口 昭彦

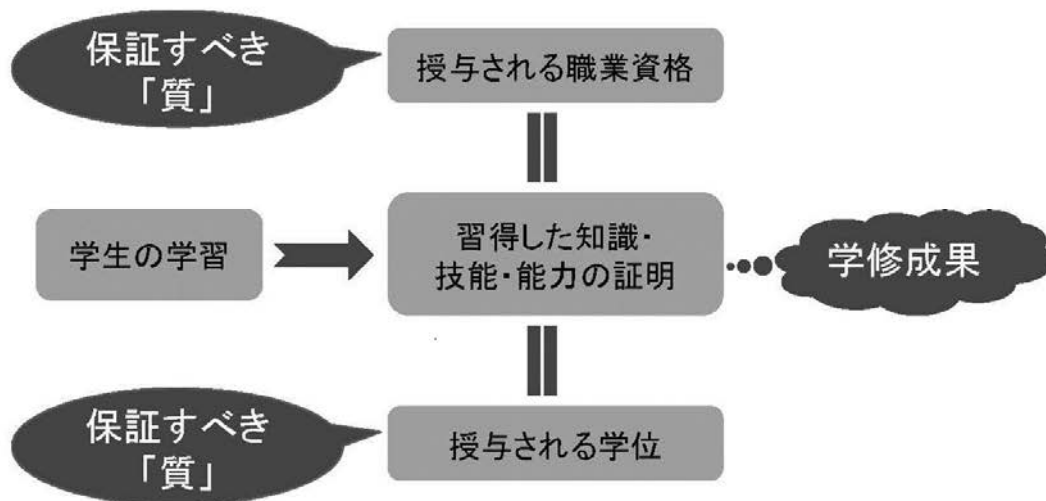
専門職高等教育質保証機構 代表理事
大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授

2016.10.17

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議

保証すべきは職業資格・学位の質

13



QAPHE

専修学校に求められる質保証

34

- 養成しようとしている人材像、期待できる学修成果などを明示する。
- 目的・目標としている人材像や学修成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させる。
- 積極的な情報提供(評価結果も含む)を行う。
- 第三者質保証では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られていることを検証する。

QAPHE

内部質保証システムとは

36

- 内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続・体制等の仕組み。
- 教育の質保証の責任は、第一義的には学校自身にある。
 - それぞれの教育プログラムを提供する教員や部局自らがその質を保証する責任。
 - 学校として、その内部で提供する教育プログラムの質保証を行う責任。
- 同時に、教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を促進することが必要である。 — 質の文化(Quality Culture)

QAPHE

高等教育における質保証システムの構成

47

- 内部質保証
 - 高等教育の質の維持・向上、職業資格・学位の水準の保証については、学校自身に責任がある。
 - 学校が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する内部質保証体制」を構築する。
- 第三者(外部)質保証(公的な質保証システム)
 - 設置基準や関係法令等
 - 設置認可(事前規制)
 - 認証評価(大学の場合、事後確認)

QAPHE

専修学校の第三者質保証システム

48

- 専修学校設置基準、関係法令および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学修成果が達成されているかどうかを評価する。
- 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。

学修成果 + 一定の水準・標準 = 学修成果を基盤においた質保証

QAPHE

以上のように、川口教授の資料から、専修学校で保証しなければならない教育の「質」は、授与される職業資格や養成しようとしている人材像の達成成果であることが理解できる。

また、その質保証は教育を行う学校側に責任があり、学校自身が成果達成や質向上に向けて取り組む姿勢や具体的なシステムを持っていることが重要であることがわかる。

3) JAMCA における内部質保証に対する考え方

内部質保証の取り組みについては、JAMCA の第三者評価項目の 4 つの柱のうち特に「(IV) 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価)について」を重点課題とし、職業教育における「内部質保証及び成果向上」についてその価値を評価することを優先に取り組むこととした。なお、この項目については細かな評価項目を設けず、自律的な発信として受審校側がその取り組みの内容を提示するという内容で平成 27 年度及び 28 年度事業の実証実験が行われたところである。

内部質保証の考え方が整理されていない中でのスタートであったが、学校によってはすでに教育の質保証について組織的に取り組み成果を上げている。そこで、あらためて会員校全体の意識を共有化するため、会員校の中で特徴ある取り組みを実施している学校への訪問調査と公表により全体の教育力・質向上につなげること及びその調査を参考にし、内部質保証の考え方を整理することとした。

■ 第三者評価項目は4つの柱から構成

- (Ⅰ) 自己点検評価に対する評価
- (Ⅱ) 職業実践専門課程認定要件適合評価
- (Ⅲ) 養成施設指定基準に基づく評価
- (Ⅳ) 分野の質保証・特徴化

⇒ 基本的に大項目・中項目に整理

⇒ 評価記述は、『可・否』で判定

■ (Ⅱ) 職業実践専門課程の認定要件適合評価

⇒ 文部科学省の『職業実践専門課程における第三者評価のあり方の検証の方向性について』に基づき構成

■ (Ⅲ) 養成施設指定基準に基づく評価

⇒ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価

■ (Ⅳ) 分野の質保証・特徴化

⇒ 大項目の番号(Ⅰ) 自己点検評価項目に基づく評価の項目と対照することで、全体評価における該当部門の位置けを明確化

※ 第三者評価基準一覧表は次表参照

第三者評価項目の構成

	<p>自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価 (分野別評価に相当)</p> <p>一般的な学校全体の運営や教育活動等に係わる評価項目に加え、業界が求める人材養成(職業教育)を行っていることのエビデンス(根拠)について、その取り組みと成果を評価の項目とし、その内容について第三者評価を行う。</p>
<p>(Ⅳ) 分野の質保証・特徴化 取り組み評価</p>	<p>職業教育における『内部質保証及び成果向上』の取り組みについてその価値を評価するものとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果 ・ 就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果 ・ 教員の専門性向上、教育力向上に向けた特徴ある取り組みや成果 ・ 教育の質保証、質向上に向けた特徴ある取り組みや成果 ・ その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

4) JAMCA における内部質保証の指針（定義）

第三者評価・内部質保証等検討委員会では、大学等の内部質保証に対する考え方をもとに、JAMCA としての指針（定義）及び訪問調査におけるヒアリング内容について下記のようにまとめ、この事業の主管委員会である全体委員会で決定した。

【内部質保証】

自動車整備士養成の教育機関が、自動車産業界や行政等のステーク・ホルダー（関係者）から求められている自校の諸活動が、必要な水準に達していることを自らの責任において保証するための教育プログラムの方針やシステムを言う。

【内部質保証システム】

上記で定義される内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組み。

5) 今年度事業「内部質保証等実態調査」の内容とスケジュールについて

① 内部質保証等実態調査の目的

本年度事業の主テーマである教育の内部質保証を検討するにあたり、JAMCA 会員校の中で内部質保証に積極的に取り組んでいる、あるいは教育成果を向上するために具体的な取り組みを実施している学校を対象に聞き取り調査を実施する。また、その調査内容・成果を第三者評価・内部質保証等検討委員会にて検討し、JAMCA としての第三者評価における内部質保証のあり方を検討する。

② 実態調査(訪問・聞き取り)校の選定とスケジュール

平成 27 年、28 年度の文部科学省事業における第三者評価実証実験の内容及び各委員会での情報交換の上、現在 JAMCA 会員校の中で内部質保証に積極的に取り組んでいる、あるいは教育成果を向上するために具体的な取り組みを実施している学校のうち下記の三校を選定し、実態調査を行うこととした。

	学校名	調査項目	主な理由	調査日
1	新潟国際自動車大学校	資格試験高合格率達成のための取り組み	会員校の資格合格実績トップ校であること	10月16日
2	日産京都自動車大学校	複数校共通カリキュラムの運営管理の取り組み	日産自動車大学校 5 校として教務的な連携を持つ	10月24日
3	東京工科自動車大学校	授業評価と履修管理の取り組み	コマシラバス作成、学生の履修進捗管理体制を持つ	11月8日

③ 聞き取り調査の内容

調査を実施するにあたり、内部質保証において重点となる項目をもとに下記のようなヒアリング項目を設け実態調査委員と共有を図った。

【内部質保証についてのヒアリング項目】

- ・ 目的又は方針(学内でコンセンサスを取っているもの)について
- ・ 内部質保証システムに関わる規定(内規)について
- ・ 実施体制及び責任体制のしくみについて
- ・ 成果(学習成果等)の把握の仕方について
- ・ 定期的な見直しの仕方について
- ・ 自動車産業界や行政等のステーク・ホルダーに関わる成果について
- ・ その他